

令和7年度
第5回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和7年9月10日（水）
秋田県社会福祉会館 展示ホール（2階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

資 料

- 1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）
- 2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出、要請書
 - (1) 異議申出
 - ① 秋田県労働組合総連合からの異議申出（写）
 - ② 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出（写）
 - ③ 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出（写）
 - ④ 秋田県農業協同組合労働組合からの異議申出（写）
 - ⑤ 中通病院労働組合からの異議申出（写）
 - ⑥ 市立横手病院労働組合からの異議申出（写）
 - ⑦ 秋田県国家公務関連労働組合共闘会議からの異議申出（写）
 - ⑧ 全司法労働組合秋田支部からの異議申出（写）
 - ⑨ 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出（写）
 - ⑩ 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出（写）
 - ⑪ 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出（写）
 - ⑫ 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出（写）
 - ⑬ 秋田県地域一般労働組合からの異議申出（写）
 - ⑭ 全日本年金者組合秋田県本部からの異議申出（写）
 - (2) 要請書
 - ① 全国労働組合総連合ほか705団体からの特別要請書（写）
 - ② 全国労働組合連絡協議会東北協議会ほか27団体からの要請書（写）
- 3 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告



秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第9号

令和7年8月25日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項の規定に基づき令和7年9月9日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目1番3号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月25日

秋田労働局長 山本 博之

記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,031 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 3 月 31 日

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県労働組合総連合

議 長 高野 智子

〒010-0001

秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階

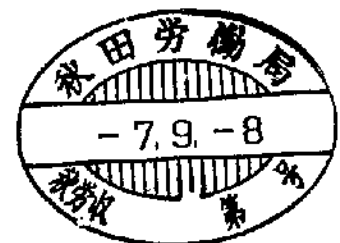
電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

2025 年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円とする、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とするとの答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1000 円を上回る目安が示されているながら、秋田地方の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦労を続けさせるものであり容認できません。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください
2. 答申された時間額 1,031 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

理 由

(1) 最賃改定の発効を遅らせることは労働者の苦難を拡大します

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年はいくつかの地方で発効を遅くする答申が出されていますが、年度末最終日まで発効されないのは秋田県だけです。全国で最賃が1,000円を超える中、およそ半年の間全国最低の951円のままだという事になります。Cランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは8万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。これではあまりにも秋田県の労働者に対して失礼だと思います。およそ半年の間951円に据え置くことは、実質一年間では40円の改定にとどまることになり、目安額64円を24円も下回ることになります。例年10月に改定額が発効されており、賃金改定を10月に予定している会社・事業所も少なくありません。発効日を年度末に持つて行くのは「10月には上がる」との生活設計を無残にも覆すものであり、許されません。また、秋田労働局の発表によると、最賃引き上げの影響を受ける県内労働者数は4万6千人とありますが、年度末までの雇用とされている労働者においては、雇用期日の問題はありますが、951円のままで雇用期間が終わることも考えられ、なんの恩恵も受けられません。

食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるところを知りません。米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。

公益見解で『準備期間』が必要としています。が、半年先延ばしにする合理的な根拠は示されていません。また、年度末まで発効しないことが、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明されました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です

秋田県労連をはじめ東北各県が実施した最低生計費試算調査(2016年実施・2022年アップデート)では、時間給換算(月173.8時間)で時給1,459円、一般の労働者

半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果です。対話活動でも、「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎりなので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があります、現状では秋田に残る選択肢はない」と地元の大学生（3 年生・男性）が語っています。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。このことも審議会で訴えました。

時間額 1,031 円（全国加重平均 1,118 円）では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながりません。時間額 1,031 円で月 173.8 時間働いた場合で年間総額で約 215 万円、150 時間で約 185 万円です。手取りは当然それよりも下がります。人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた 30 年」の流れから脱出し、大都市と地方の格差を是正する具体的なメッセージにもなり得ないと考えます。

なお、今回の改定がそのまま発効されれば、東京（1,226 円）との格差は時間額 195 円となります。現行の格差 212 円から 17 円縮まりますが、依然大きな格差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で 40 万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

（３）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ 1,500 円、そして 1,700 円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を4点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。審議会本審で労働局として政府等に対しこの内容を伝えると説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

(5) おわりに

審議の進め方も今年は従来と異なりました。秋田地方最低賃金審議会は他の地方と比較して公開の度合いが高い、審議の透明性が高いと評価されていました。しかし、今年は専門部会において公労使3者そろったところでの主張の展開は冒頭の労使双方の改定審議にあたっての考え方の表明だけであり、後は非公開でした。審議経過も形式的な説明にとどまり、労使双方がどのような主張を展開してきたのかは全くわかりません。特に公労・公使協議の他に、公益委員を除外した労使協議を何度か実施しました。3者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき労使の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われたとのことでしたが、そのことを非公開にする合理的理由はないのではないのでしょうか。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が閉ざされるのは残念です。今後は公開の場でお互い正々堂々と議論することを求めたいと考えます。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。

憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』が確実に保障されなくては

ならないと考えます。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法25条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥井 明子

〒010-0001

秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階

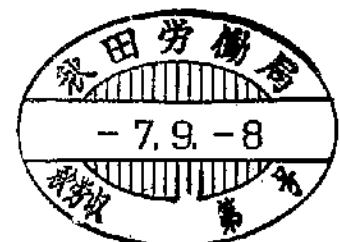
電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

2025 年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円とする、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とするとの答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1000 円を上回る目安が示されているながら、秋田地方の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦労を続けさせるものであり容認できません。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください
2. 答申された時間額 1,031 円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

理 由

(1) 最賃改定の発効を遅らせることは労働者の苦難を拡大します

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年はいくつかの地方で発効を遅くする答申が出されていますが、年度末最終日まで発効されないのは秋田県だけです。全国で最賃が1,000円を超える中、およそ半年の間全国最低の951円のままという事になります。Cランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは8万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。これではあまりにも秋田県の労働者に対して失礼だと思います。およそ半年の間951円に据え置くことは、実質一年間では40円の改定にとどまることになり、目安額64円を24円も下回ることになります。例年10月に改定額が発効されており、賃金改定を10月に予定している会社・事業所も少なくありません。発効日を年度末に持つて行くのは「10月には上がる」との生活設計を無残にも覆すものであり、許されません。また、秋田労働局の発表によると、最賃引き上げの影響を受ける県内労働者数は4万6千人とありますが、年度末までの雇用とされている労働者においては、雇用期日の問題がありますが、951円のまま雇用期間が終わることも考えられ、なんの恩恵も受けられません。

食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるところを知りません。米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。

公益見解で『準備期間』が必要としています。半年先延ばしにする合理的な根拠は示されていません。また、年度末まで発効しないことが、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明されました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です

秋田県労連をはじめ東北各県が実施した最低生計費試算調査（2016年実施・2022年アップデート）では、時間給換算（月173.8時間）で時給1,459円、一般の労働者

の所定内労働時間（月約 150 時間）では 1,691 円となります。秋田県で働き暮らしていくために、少なくとも時給 1,500 円以上が必要であり、このことを審議会でも訴え、最賃の大幅引き上げを求めてきました。また、秋田県労連・秋田県春闘共闘懇談会が行った街頭アンケート・対話活動では、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果です。対話活動でも、「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎりなので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」と地元の大学生（3 年生・男性）が語っています。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。このことも審議会でも訴えました。

時間額 1,031 円（全国加重平均 1,118 円）では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながりません。時間額 1,031 円で月 173.8 時間働いた場合で年間総額で約 215 万円、150 時間で約 185 万円です。手取りは当然それよりも下がります。人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた 30 年」の流れから脱出し、大都市と地方の格差を是正する具体的なメッセージにもなり得ないと考えます。

なお、今回の改定がそのまま発効されれば、東京（1,226 円）との格差は時間額 195 円となります。現行の格差 212 円から 17 円縮まりますが、依然大きな格差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で 40 万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

（3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円となります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私た

ちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,500円、そして1,700円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を4点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。審議会本審で労働局として政府等に対しこの内容を伝えると説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

(5) おわりに

審議の進め方も今年は従来と異なりました。秋田地方最低賃金審議会は他の地方と比較して公開の度合いが高い、審議の透明性が高いと評価されていました。しかし、今年は専門部会において公労使3者そろったところでの主張の展開は冒頭の労使双方の改定審議にあたっての考え方の表明だけであり、後は非公開でした。審議経過も形式的な説明にとどまり、労使双方がどのような主張を展開してきたのかは全くわかりません。特に公労・公使協議の他に、公益委員を除外した労使協議を何度か実施しました。3者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき労使の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われたとのことでしたが、そのことを非公開にする合理的理由はないのではないのでしょうか。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が閉ざされるのは残念です。今後は公開の場でお互い正々堂々と議論することを求めたいと考えます。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。

憲法第 25 条に規定されている『健康で文化的な生活』が確実に保障されなくてはならないと考えます。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法 25 条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長
山本 博之 様

秋田県医療労働組合
執行委員長 奥井
〒010-0001 秋田市
電話 018-835-6353

56-5
-0203

2025 年度秋田県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 25 日、秋田地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 80 円引き上げ、1,031 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

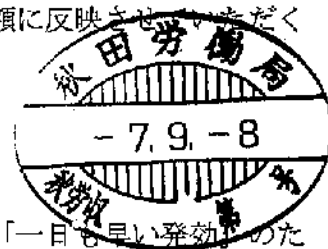
医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24 年の診療報酬と介護報酬改定に 24 年 2.5%、25 年 2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24 春闘、25 春闘では他産業が軒並み 5 ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。また、それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことで、秋田地方の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦勞を続けさせるものであり容認できません。ついては、今年度の秋田県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させるべく、これを要望いたします。

記

1. 「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください。
2. 答申額 1,031 円は十分とは言えず、さらなる引き上げの実現を強く要望する。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しか



し、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。政府に対して有効支援策と強化・充実させることを強く求めてください

異議申立の理由

1. 生活保護水準との隔たり依然

答申額でも依然として生活保護水準を下回る可能性があり、憲法 25 条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準とは言えない。特に単身世帯や子育て世帯など、多様な家庭形態に対応できる水準とは認めがたい。

2. 家計を蝕む物価高への対応不足

近年の秋田県内における食料・光熱・交通費の高騰は顕著であり、実質所得が縮小している中、80 円の引き上げでも実質賃金は依然として低位とならざるを得ない。

3. 人材確保・地域活性・医療への懸念

医療・介護・福祉などの分野では人手不足が深刻化しており、最低賃金の引き上げが緩慢であることは若年層の県外流出を加速させ、地域社会の持続性に悪影響を及ぼす。他産業のみならず、地域医療崩壊に拍車をかける恐れがある。

4. 中央審議会の目安との乖離

中央最低賃金審議会が示した引き上げ目安は 64 円であるのに対し、秋田県の答申額はそれを上回るとはいえ、依然として最低水準に甘んじる結果である。地域間格差の是正や地方創生には尚一層の引き上げが必要とされる。

5. 適用時期の遅延による影響

引き上げ額が大幅であることから、適用開始が 2026 年 3 月 31 日以降となる見通しであるが、即時の適用が望ましい。遅延による負担増が、低所得者層に更なる生活圧迫をもたらすことは看過できない。

おわりに

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。憲法第 25 条に規定されている『健康で文化的な生活』が確実に保障されなくてはならないと考えます。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法 25 条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県農業協同組合労働組合
中央執行委員長 朝岡 晃
〒010-0001
秋田県秋田市中通 6-7-36
電話 018-831-4448

2025 年度秋田県地方最低賃金に対する異議申立書

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円とし、効力発生日を令和 8 年 3 月 31 日とする答申を行いました。

異常な物価高騰が続き、働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安額 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、首都圏などとの賃金格差も解消されていません。

それ以上に問題なのは「ここ数年の大幅な引き上げは、労働者全体の賃金体系に影響を及ぼすことから、引き上げまでは相当の準備期間が必要である」とし、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。各県の最低賃金が 1,000 円を大きく上回るなか、秋田県の最低賃金が半年以上にわたって現行の 951 円のまま据え置かれることになり、「過去最高の上げ幅」「全国単独最下位解消」のよろこびを文字通り半減させる結果となっています。

秋田をすべての県民が希望を持てる地域にする為には、大幅な賃上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金を早期に引き上げることは、そのことに大きく影響を与えます。

以上のことから、下記の異議申立をおこないます。

記

1. 「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日でも早い発効」のために、地域最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください
2. 答申された時間額 1,031 円のままで、最低賃金を決定することについては不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



理由

(1) 最賃改定の発効が遅くなることは労働者の苦難を拡大させます

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年はいくつかの地方で発行日を11月や12月とする答申が出されていますが、秋田県の答申後、群馬県でも2026年3月1日を発効日とする等、影響が広がっています。全国で最低賃金が1,000円を大きく超える中、およそ半年の間、平均を大きく下回る全国最低の951円のままとなります。

地域最低賃金は労働者の生計費、労働者の賃金、賃金支払能力を総合的に勘案し定めるものです。発効日を先延ばししたことは賃金支払能力の点を重視し、労働者の生計費、賃金を軽視しています。また、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことが出来るよう生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。生活保護では、食費や光熱費など日常生活に必要な費用を賄う「生活扶助」があります。厚生労働省では2023年から物価高騰への対応として特例的に生活扶助として月1,000円を一律加算していましたが、更なる物価高騰対策として2025年10月から2年間、更に月500円を加算し生活扶助基準を1,500円に引き上げることが決定しています。生活保護では物価高騰対策とし、2025年10月に生活扶助額を上げるのであれば最低賃金も同時期に引き上げるべきだと思います。

また本来、最低賃金制は厚生労働省のホームページでも記載されているように労働者の生活の安定を第一目的としたものであり、約半年もの準備期間は労働者の生活の安定に配慮していません。労働者の生活を守るためにも発効は速やかに適用されるべきものです。今年度の秋田地方最低賃金審議会の審議方針でも「審議の実質的促進を図り、発行日を早めるように努力すること。」と記されています。長期間、発効まで期間が空くことにより、労働者の生活は一層困難になります。地域間の格差は今以上に広がります。物価高が続き、実質賃金が減り続ける現状において発効日を先延ばしすることは改定の実効性が失われ、最低賃金制度の趣旨自体を損なうものです。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考して頂きたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことは厳しい水準です。

秋田県内の物価上昇、とりわけ生活必需品価格の上昇により、最低賃金水準では労働者とその家族が健康で文化的な生活を営むことは困難です。時間額1,031円では最低賃金近傍で働く労働者の生活の向上にはつながりません。特に我々、秋田県農協労と関わりの深い農業関係者は最低賃金近傍で働く方が多い傾向にあります。農業に従事する者は、労働基準法41条（労働時間等に関する適用除外）に記載の通り、労働時間、休憩及び休日に関する規程の適用除外となっています。残業による割増賃金も適用除外となっている為、農業従事者は時間額が非常に重要になっています。一大農業産地である秋田県の時間給が低いことは、農業の働き手不足、農業振興の妨げにもなりかねません。

賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を奪ってきた「失われた30年」は今や親子2代に渡る問題であり、格差社会の元凶となっています。この流れを断ち切り、「失われた30年」の時間を取り戻すためにも、まずは大都市と地方の格差を一刻も早く是正することが重要と考えます。今一度、時間額の見直しの検討を強く要望します。

以上

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域による大きな格差はないとの結果が出ています。現在、地域別最低賃金は都道府県をAからCのランク分けしていますがAとCでも生計費に差はありません。またCランクからAランクへ上がることは非常に困難であり、秋田県はCランクに固定されている状態です。同じ生計費であればCランクの秋田県

より賃金の高いＡランクの都市部へ人口が流出するのは必然のことです。人口流失を抑え、地域間格差を解消するため更なる全国一律最低賃金制の実現、賃金水準の引き上げが求められます。

（４）公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所への支援策の強化を強く国へ迫ってください

秋田県では、中小企業が県内全企業の約 99.9%を占めており、その中でも個人経営や家族経営が一般的である農家も多く含まれる小規模事業所（小規模事業者）はさらに約 89～90%と全国的にみても非常に高い割合を占めています。秋田県の経済は中小企業・小規模事業所が支えています。地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料費の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小企業・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を４点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表すものです。審議会本審で労働局として政府等に対し、この内容を伝えると説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

（５）おわりに

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者、秋田県農業に関わる労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者や若い正規雇用労働者です。

憲法第 25 条に規定されている『健康で文化的な生活』が確実に保障されなくてはならないと考えます。「東京などの都市部は高く、秋田などの地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは青年労働者の意欲をそぎ、その結果、秋田県という地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法第 25 条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと併せ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

中通病院労働組

執行委員長 高村美

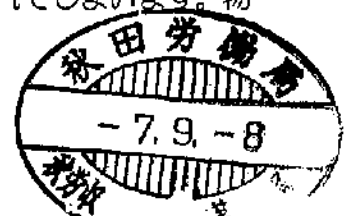
〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5

電話 018-833-7937 FAX018-832-0203

2025 年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円とする、発行日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とするとの答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。物価高騰の中、秋田地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。しかし今回の答申である時給額 1,031 円であっても月 173.8 時間働いた場合で年間総額で約 215 万円、150 時間で約 185 万円です。手取りは当然それよりも下がり、人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。今回の答申である時給額 80 円の引き上げでも労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1000 円を上回る目安が示されているながら、秋田地方の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦勞を続けさせるものであり容認できません。

本県は目安額の 64 円に＋16 円の上乗せをした 80 円の答申となり、過去最大の上げ幅でした。地域間格差是正のため、県外への人口流出を防ぐため、審議会の皆さんに奮闘いただいた結果だと思います。今年はいくつかの地方で発行を遅くする答申が出されていますが、年度末最終日まで発効されないのは秋田県だけです。全国で最賃が 1,000 円を超える中、およそ半年の間全国最低の 951 円のままという事になります。C ランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは 8 万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。これではあまりにも秋田県の労働者に対して失礼だと思います。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物



価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても消費を冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。最賃引き上げによる賃金の底上げ、また全国一律が大きく期待され必要と考えます。

以上から、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した内容で再審議頂き、私たちの意見を反映させていただくことを強く要望いたします。

記

1. 「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください
2. 答申された時間額 1,031 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください
4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

以 上

2025年9月8日

秋田労働局長
山本 博之 様

市立横手病院労働組合
執行委員長 櫻谷 麻美

〒013-0016 秋田県横手市根岸
TEL: 0182-33

秋田地方最低賃金改正答申に関する異議書

さる8月25日、秋田地方最低賃金審議会は、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額951円を80円引き上げて1,031円とする答申を行いました。

中央最低賃金審議会が示した目安64円に16円をプラスするとの結論は、都市部と地方の賃金格差を是正する上で極めて重要な一步と考えます。また目安に上積みし、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申について審議会各位には敬意を表します。

しかしながら目安金額に対して16円の上乗せをもっても東京地方最低賃金審議会が東京労働局へ8月7日に行いました答申である時間額1,226円とは195円もの差、割合にして84.1%と、なお大きな開きがあるのが現実です。

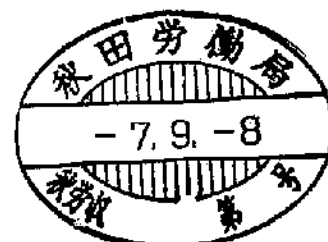
また何よりも発行日を2026年3月31日としたことは大きな問題と考えます。これは10月3日発行される東京都と約6ヶ月間、時間額275円もの差が生じることになります。これは月に173.8時間働いた場合で約4.8万円、6ヶ月間で約28.7万円の差となります。これは最低賃金近傍にて働く秋田県の労働者をあまりにも軽んじてはないでしょうか。また社会保障政策の観点からは80円の時給増は月173.8時間の労働で月あたり約1.4万円の収入増となります。昨今の物価高における食料・エネルギー価格の高騰に対してこの収入増は非常に重要であり、暖房費が掛かり増しになる冬季を昨年の賃金水準にて日々を過ごすことは労働者の生活の安定や労働力の質へ大きな負の影響を与えると考えます。

これらを踏まえ以下の通り異議を申し立てます。

記

1. 発効日を見直し、地域別最低賃金を決定した後、速やかに公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した日を発効日とすること
2. 当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、賃金の地域間格差の解消および全国一律最低賃金制を地域間格差を是正するため賃金のさらなる引き上げを行うこと
3. 最低賃金引き上げへの理解を使用者側から得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を表明すること

以 上



2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 様

秋田県国家公務関連労働組合共闘会議

議 長 藤原 孝寿

〒010-0951 秋田市山王 7 丁目 1 - 3

電話 018-864-5907 F A X 018-864-5931

2025年秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月25日、2025年度の最低賃金について80円(8.41%)引き上げ、時間額1,031円とすることを答申しました。同時に、審議会は発効日を経営側の主張に寄り添い「準備期間」が必要との理由で2026年3月31日としました。今回、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ていますが、2026年3月31日発効は、遅延の許容限度を超えています。物価高騰が続き独立して生計を営むには時間額1,500円でも不足する状況にあって、引き続き半年以上、時間額951円に据え置かれることは、生活悪化に苦しんでいる多くの労働者の期待を踏み躪り、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法の趣旨を完全に逸脱するものです。

秋田県はこれまで、他県より1円でも高くするための遅い答申が相次ぐ中でも、労働者のため、できるだけ早期の発効に努めてこられたと認識しておりますし、そのことには誇りを持つべきです。越年しての発効は前例がなく、引き上げの効果は半減し、全国で秋田県だけが時間額1,000円に届かないばかりか、秋田県における賃上げの動きを鈍らせ、労働者全体の賃金抑制効果をもたらし、地域間格差の更なる拡大を招きかねません。

また、経営側への過度な配慮は、審議のほとんどを非公開の専門部会に委ねたことと相まって、最賃決定プロセスの公平性・公益性に強い疑念を抱かせるものとなっています。

以上のことから、下記の異議申し出を行うものです。

記

1. 労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すること
2. 答申された時間額1,031円のままで、最低賃金を決定することについては、不服である。
賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること



2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 様

全司法労働組合秋田支部

執行委員長 高野 智子

〒010-0951 秋田市山王 7 丁目 1 - 1

電話 018-824-3121 FAX 018-893-3091

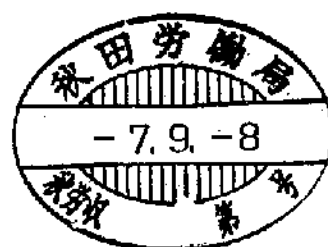
2025年秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、2025 年度の最低賃金について 80 円 (8.41%) 引き上げ、時間額 1,031 円とすることを答申しました。同時に、審議会は発効日を経営側の主張に寄り添い「準備期間」が必要との理由で 2026 年 3 月 31 日としました。今回、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ていますが、2026 年 3 月 31 日発効は、遅延の許容限度を超えています。物価高騰が続き独立して生計を営むには時間額 1,500 円でも不足する状況にあって、引き続き半年以上、時間額 951 円に据え置かれることは、生活悪化に苦しんでいる多くの労働者の期待を踏み躪り、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法の趣旨を完全に逸脱するものです。

以上のことから、下記の異議申し出を行うものです。

記

1. 労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施すること
2. 答申された時間額 1,031 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服である。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること



2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長
山本 博之 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 小林
〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 4-14 秋田県教育会館
電話 018-824-

2025 年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、秋田県の最低賃金について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げ 1,031 円とし、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とする答申を行いました。時間額 80 円の引上げは過去最高額であり、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円を上乗せしたことは、物価高騰下で働く者の暮らしを守るうえで大変意義ある判断でした。

しかしながら、発効日を「2026 年 3 月 31 日」とした点は到底容認できません。本来、年内の改定を目指すべきところ、約半年に渡り 951 円が据え置かれることは、最低賃金やその近傍で働く労働者に深刻な不利益を与えます。また、審議内容や労使の議論が公開されていない点も、透明性を欠き「納得感のある合意形成」に逆行するものです。有識者からは「年間換算では実質 40 円程度の引上げにすぎない」との指摘もあり、秋田の決定が全国的な最低賃金改定のあり方に悪影響を及ぼすことが強く懸念されます。

さらに、時給 1,031 円は初めて 1,000 円を超えたものの、フルタイム勤務した場合の手取り月収は約 15 万円にとどまり、標準生計費や物価高騰を踏まえると決して十分な水準とは言えません。安心して働き続けられる秋田県を実現するためには、さらなる引上げが必要です。

以上を踏まえ、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 発効日について

「2026 年 3 月 31 日」とするのではなく、地域別最低賃金の決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」をもって実施すること

2. 金額の引上げについて

時間額 1,031 円にとどめず、生計維持にふさわしい額へとさらに引き上げるとともに、地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制の実現を政府に強く要請すること

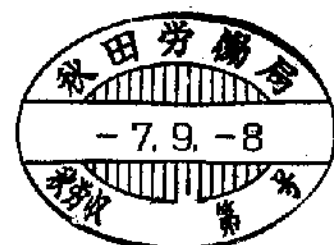
3. 中小企業・小規模事業所への支援について

最低賃金引上げに伴う影響を緩和するため、公正取引の徹底を図り、支援策の具体化と強化・充実をただちに政府に求めること

4. 審議の透明性について

今後の最低賃金決定プロセスにおいて審議内容や労使双方の意見を公開し、透明性を高め、納得感の高い合意形成を行うこと

以上



2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部

中央執行委員長 本 間 渉

〒013-0022 横手市四日町 4-30

電話：0182-33-3895

2025 年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とする答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1,000 円を上回る目安が示されているながら、秋田県の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦労を続けさせるものであり容認できません。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください。
2. 答申された時間額 1,031 円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

理 由

(1) 最賃改定の発効を遅らせることは法の趣旨を逸脱しており容認できません

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年度の改定審議は中央最低賃金審議会の日程が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議日程にも影響がありましたが、経営側の主張に寄り添った3月31日発効は遅延の許容限度を超えており、また、最低賃金法第一条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図」るとしており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的な目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。また、この3月31日発効は、他の地方審議会にも大きく影響しており、秋田県の翌日に答申した群馬県では3月1日発効としました。他の審議会の異議審査では使用者側委員が「次年度はうちでもそういう議論が必要だ」と発言しています。秋田地方最低賃金審議会の今回の答申が、来年度以降、各地方の審議会が発行日を大幅に遅らせるという最低賃金法の趣旨を逸脱する流れを作ることが大きく懸念されます。

半年遅れの発行では、80円の引き上げの効果は半減してしまいます。同じCランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは8万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。

食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるところを知りません。米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。

秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。

年度末まで発効しないことが、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明されました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です

秋田県労働組合総連合をはじめ東北6県の県労連が実施した最低生計費試算調査

(2016年実施・2022年アップデート)によると、時間給換算(月173.8時間)で時給1,459円、一般の労働者の所定内労働時間(月約150時間)では1,691円となります。秋田県で働き暮らしていくために、少なくとも時給1,500円以上が必要です。時間額1,031円(全国加重平均1,118円)では、自治体職場の会計年度任用職員含めた最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながりません。

時間額1,031円で月173.8時間働いた場合の年間総額は約215万円、150時間では約185万円です。手取りは当然それよりも下がります。人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた30年」の流れから脱出し、大都市と地方の格差を是正する具体的なメッセージにもなり得ないと考えます。

なお、今回の改定がそのまま発効されれば、東京(1,226円)との格差は時間額195円となります。現行の格差212円から17円縮まりますが、依然大きな格差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で40万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労働組合総連合をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施し、2022年10月には近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算を行っています。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は、税・社会保険料を除き月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間(年1800時間)だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,500円、そして1,700円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによっ

て、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を4点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。審議会本審で労働局として政府等に対しこの内容を伝えると説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

(5) おわりに

審議の進め方も今年は従来と異なりました。秋田地方最低賃金審議会は他の地方と比較して公開の度合いが高い、審議の透明性が高いと評価されていました。しかし、今年は専門部会において公労使3者そろったところでの主張の展開は冒頭の労使双方の改定審議にあたっての考え方の表明だけであり、後は非公開でした。審議経過も形式的な説明にとどまり、労使双方がどのような主張を展開してきたのかは全く分かりません。特に公労・公使協議の他に、公益委員を除外した労使協議を何度か実施しました。3者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき労使の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われたとのことでしたが、そのことを非公開にする合理的理由はないのではないのでしょうか。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が閉ざされるのは残念です。今後は公開の場で議論することを求めたいと考えます。

本年度の改定にあたっては、憲法25条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県公務公共一般労働組合

執行委員長 本 間 渉

〒013-0022 横手市四日町 4-30

電話：0182-33-6906

2025 年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

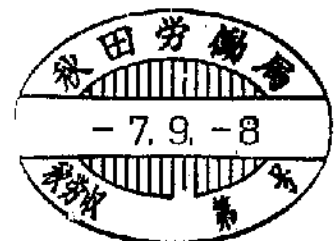
秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とする答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。

しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1,000 円を上回る目安が示されているながら、秋田県の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦勞を続けさせるものであり容認できません。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください。
2. 答申された時間額 1,031 円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

理 由

(1) 最賃改定の発効を遅らせることは法の趣旨を逸脱しており容認できません

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年度の改定審議は中央最低賃金審議会の日程が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議日程にも影響がありましたが、経営側の主張に寄り添った3月31日発効は遅延の許容限度を超えており、また、最低賃金法第一条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的な目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。また、この3月31日発効は、他の地方審議会にも大きく影響しており、秋田県の翌日に答申した群馬県では3月1日発効としました。他の審議会の異議審査では使用者側委員が「次年度はうちでもそういう議論が必要だ」と発言しています。秋田地方最低賃金審議会の今回の答申が、来年度以降、各地方の審議会が発行日を大幅に遅らせるという最低賃金法の趣旨を逸脱する流れを作ることが大きく懸念されます。

半年遅れの発行では、80円の引き上げの効果は半減してしまいます。同じCランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは8万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。

食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるところを知りません。米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。

秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。

年度末まで発効しないことが、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明されました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です

秋田県労働組合総連合をはじめ東北6県の県労連が実施した最低生計費試算調査

(2016 年実施・2022 年アップデート)によると、時間給換算(月 173.8 時間)で時給 1,459 円、一般の労働者の所定内労働時間(月約 150 時間)では 1,691 円となります。秋田県で働き暮らしていくために、少なくとも時給 1,500 円以上が必要です。時間額 1,031 円(全国加重平均 1,118 円)では、自治体職場の会計年度任用職員含めた最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながりません。

時間額 1,031 円で月 173.8 時間働いた場合の年間総額は約 215 万円、150 時間では約 185 万円です。手取りは当然それよりも下がります。人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた 30 年」の流れから脱出し、大都市と地方の格差を是正する具体的なメッセージにもなり得ないと考えます。

なお、今回の改定がそのまま発効されれば、東京(1,226 円)との格差は時間額 195 円となります。現行の格差 212 円から 17 円縮まりますが、依然大きな格差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で 40 万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労働組合総連合をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施し、2022 年 10 月には近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算を行っております。その結果、25 歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は、税・社会保険料を除き月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9%上昇していることが分かりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間(年 1800 時間)だと 1,691 円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ 1,500 円、そして 1,700 円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによっ

て、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を4点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。審議会本審で労働局として政府等に対しこの内容を伝えると説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

(5) おわりに

審議の進め方も今年は従来と異なりました。秋田地方最低賃金審議会は他の地方と比較して公開の度合いが高い、審議の透明性が高いと評価されていました。しかし、今年は専門部会において公労使3者そろったところでの主張の展開は冒頭の労使双方の改定審議にあたっての考え方の表明だけであり、後は非公開でした。審議経過も形式的な説明にとどまり、労使双方がどのような主張を展開してきたのかは全く分かりません。特に公労・公使協議の他に、公益委員を除外した労使協議を何度か実施しました。3者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき労使の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われたとのことでしたが、そのことを非公開にする合理的理由はないのではないのでしょうか。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が閉ざされるのは残念です。今後は公開の場で議論することを求めたいと考えます。

本年度の改定にあたっては、憲法25条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025年9月8日

秋田労働局長
山本博之 様

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-
Tel018-823-7748 Fax018-82
全日本建設交運一般労働組合秋
執行委員長

秋田県最低賃金の改正決定に対する異議の申出書

2025年8月25日に秋田地方最低賃金審議会が貴職に答申した「秋田県最低賃金の改正決定」について、次の通り異議の申出をおこないます。

記

【異議の内容】

1. 労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026年3月31日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施してください。
2. 秋田県で事業を営む使用者に使用される労働者に係る最低賃金額を80円引き上げて1時間1,031円とすることについては不服です。

中央最低賃金審議会の目安に16円上乗せして80円引き上げる答申については、昨年につづき大きな前進と考えられますが、県内の低所得者層の生活向上、都道府県ごとの地域間格差の解消という課題から考えると不十分な内容と言わざるを得ません。

秋田県と東京都や宮城県など大都市部を有する地域との格差を縮め、全国一律の最低賃金制を展望するために、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

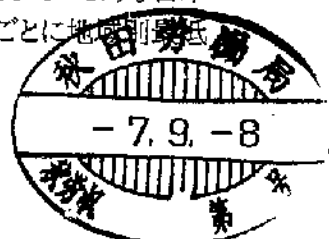
【異議の理由】

最低賃金法第14条では、厚生労働大臣または都道府県労働局長が地域別最低賃金に関する決定を行った際、その決定事項を公示する義務が定められています。具体的には、「地域別最低賃金の決定がなされた場合、決定事項を公示しなければならず、地域別最低賃金の決定及び改正は、公示の日から起算して30日を経過した日から効力を生じ、特に別に定める日がある場合は、その日が発効日となる」としています。

発効日が2026年3月31日となると、県内に4万6千人いると言われる最賃引き上げの影響を受ける労働者はお預けをくらい、賃金格差は広がるばかりです。同じ仕事をしているにも関わらず、生活する都道府県の違いで法定の最低賃金額の改定発効日が違うことに多くの県民は疑問を感じ、納得していません。

今年の秋田地方最低賃金審議会の答申では、秋田県最低賃金は東京都の1,226円とは依然として195円の賃金格差があります。このまま最低賃金額の都道府県ごとの格差がなかなか縮まらずにいれば、秋田県から大都市部への人口流出がさらに深刻化し、秋田県経済がますます疲弊することは必至です。したがって最低賃金のさらなる大幅な引き上げ、地域間格差の解消は急務であると考えます。

都道府県ごとに最低賃金額や発効日を義務づける現行制度は、前述のように格差を助長しています。日本以外の先進国のほとんどが全国一律の最低賃金制度を持つなかで、日本のように都道府県ごとに地域別最低賃金が設定されるのはきわめて異常であります。



2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

秋田県地域一般労働組合

執行委員長 小笠原 猛

〒010-0001

秋田市中通 7 丁目 2 - 21 くらしと労働会館 2 階

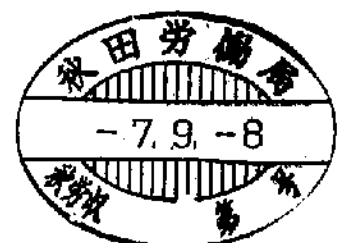
電話 018-834-1808 F A X 018-834-1816

2025 年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 951 円を 80 円引き上げて 1,031 円とする、発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日とするとの答申を行いました。時間額 80 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 16 円をプラスするとの結論は意義あるものと受け止めました。しかしながら、時間額 80 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されません。それ以上に大問題なのは発効日を 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日としたことです。そのことを決める議論も公開されていません。時間額 1000 円を上回る目安が示されているながら、秋田地方の最賃がおよそ半年にわたって全国最低の 951 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋賃金改定が控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦労を続けさせるものであり容認できません。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください
2. 答申された時間額 1,031 円のみで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください



4. 多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議を多用せず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、審議の透明性を高めるべきです。

理 由

(1) 最賃改定の発効を遅らせることは労働者の苦難を拡大します

発効日を2026年3月31日とすることは大変な問題です。今年はいくつかの地方で発効を遅くする答申が出されていますが、年度末最終日まで発効されないのは秋田県だけです。全国で最賃が1,000円を超える中、およそ半年の間全国最低の951円のままという事になります。Cランクの鳥取県と比較しても、半年の遅れでは8万円以上の賃金差となります。年度末に鳥取県より高い金額が発効されたとしても、この額は取り戻すことはできません。これではあまりにも秋田県の労働者に対して失礼だと思います。およそ半年の間951円に据え置くことは、実質一年間では40円の改定にとどまることになり、目安額64円を24円も下回ることになります。例年10月に改定額が発効されており、賃金改定を10月に予定している会社・事業所も少なくありません。発効日を年度末に持つて行くのは「10月には上がる」との生活設計を無残にも覆すものであり、許されません。また、秋田労働局の発表によると、最賃引き上げの影響を受ける県内労働者数は4万6千人とありますが、年度末までの雇用とされている労働者においては、雇用期日の問題がありますが、951円のままで雇用期間が終わることも考えられ、なんの恩恵も受けられません。

食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるところを知りません。米の価格も跳ね上がっています。こうした状況下、最賃改定が半年先というのでは、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれてしまいます。物価高騰による生計費の上昇が最賃引き上げの理由になっているのに、半年も据え置くことは大きな矛盾です。秋田県だけ半年後の発効ということは、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、期待を裏切り、働く意欲を奪い、行政への信頼失墜につながりかねず、人口流出を加速させかねません。

公益見解で『準備期間』が必要としています。が、半年先延ばしにする合理的な根拠は示されていません。また、年度末まで発効しないことが、政府や自治体の実施あるいは準備している経営支援を受けることも先延ばしになる心配を持たざるを得ません。事実、秋田県知事は9月議会に補正予算を計上する計画であったところ、発効が半年先になるという事で、その実施を来年度にするとの考えを表明されました。

発効日を2026年3月31日とすることについて再考していただきたいと考えます。

(2) 時間額1,031円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準です

秋田県労連をはじめ東北各県が実施した最低生計費試算調査（2016年実施・2022年アップデート）では、時間給換算（月173.8時間）で時給1,459円、一般の労働者

の所定内労働時間（月約 150 時間）では 1,691 円となります。秋田県で働き暮らしていくために、少なくとも時給 1,500 円以上が必要であり、このことを審議会でも訴え、最賃の大幅引き上げを求めてきました。また、秋田県労連・秋田県春闘共闘懇談会が行った街頭アンケート・対話活動では、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「951 円 0 人、1000 円 23 人、1300 円 13 人、1500 円 14 人」の結果でした。半数が 1000 円、半数が 1300 円以上で、1500 円が 3 割という結果です。対話活動でも、「秋田市内の大学に進学した。入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については親に頼るわけにはいかず、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎりなので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」と地元の大学生（3 年生・男性）が語っています。賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるように切実な声が寄せられました。最賃引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。このことも審議会で訴えました。

時間額 1,031 円（全国加重平均 1,118 円）では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながりません。時間額 1,031 円で月 173.8 時間働いた場合で年間総額で約 215 万円、150 時間で約 185 万円です。手取りは当然それよりも下がります。人間らしく生き、働くことは依然として厳しい水準です。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた 30 年」の流れから脱出し、大都市と地方の格差を是正する具体的なメッセージにもなり得ないと考えます。

なお、今回の改定がそのまま発効されれば、東京（1,226 円）との格差は時間額 195 円となります。現行の格差 212 円から 17 円縮まりますが、依然大きな格差と言わなくてはなりません。生計費に大きな格差がないにもかかわらず、年収で 40 万円以上の格差は到底容認できるものではありません。

（3）生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円となります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私た

ちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,500円、そして1,700円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

（４）公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりによって厳しさを増しています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。

公益見解では政府等に対し経営支援の強化を４点にわたって述べられています。答申には記載されていませんが、地域の現状を捉え、改善の方向を示されたことに敬意を表するものです。審議会本審で労働局として政府等に対しこの内容を伝えたと説明されました。ここで、その方法についてまで言及できませんが、秋田からの強い要望であるとの認識を持っていただけるような方法で、伝えていただきたいと思います。

（５）おわりに

審議の進め方も今年は従来と異なりました。秋田地方最低賃金審議会は他の地方と比較して公開の度合いが高い、審議の透明性が高いと評価されていました。しかし、今年は専門部会において公労使３者そろったところでの主張の展開は冒頭の労使双方の改定審議にあたっての考え方の表明だけであり、後は非公開でした。審議経過も形式的な説明にとどまり、労使双方がどのような主張を展開してきたのかは全くわかりません。特に公労・公使協議の他に、公益委員を除外した労使協議を何度か実施しました。３者構成である審議会の原則から外れ、本来ならば公開の場で行うべき労使の主張を非公開で行うのは「密室協議」と言われてもやむを得ないものです。それぞれの考え方や資料等の説明・確認が行われたとのことでしたが、そのことを非公開にする合理的理由はないのではないのでしょうか。最低賃金決定の「納得感の高い合意」形成は、審議員の納得感でなく、労働者・市民の納得感です。多くの県民の賃金が決まる審議会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。こうした事が閉ざされるのは残念です。今後は公開の場でお互い正々堂々と議論することを求めたいと考えます。

春闘で大幅な賃上げが実現したのは大企業が中心であり、中小企業・小規模事業所や医療・介護などのケア労働者の賃金は低水準にとどまっています。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の多くはパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者です。非正規雇用労働者の多くは一時金が支払われないか、あっても少額にとどまります。

憲法第 25 条に規定されている『健康で文化的な生活』が確実に保障されなくてはならないと考えます。「東京など都市部は高く、地方は低い」といった不合理な賃金格差があることは、「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法 25 条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、発効日を早めることと合わせ、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

2025 年 9 月 8 日

秋田労働局長 山本 博之 様

全日本年金者組合秋田県本部

執行委員長 大坂谷 邦雄

秋田市中通 7-2-21 くらしと労働会館 4 階

2025 年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

全国最下位の秋田県の最低賃金が若者の県外流出の一因ともなり、全国有数の少子高齢県となっていることから、今年度の秋田県の最低賃金改定に期待しておりました。

今年度の秋田地方最低賃金審議会の答申「80 円 (8.41%) 引き上げ、時間額 1,031 円」には、全国一律 1500 円以上の要求とは隔たりがあり、満足とはいえません。しかし、過去最高の引き上げ額であることに、審議会委員の労を多としました。

ところが、発行日が 2026 年 3 月 31 日と知ってがっかりしました。秋田県の労働者は全国で唯一、951 円で半年間も働かなければならないとは、なんと理不尽な答中かと怒りを抑えることが出来ません。

これでは若者や働き盛りの県外流出は止まらないばかりか、全国展開の企業にとっては好都合な最賃ということになります。

現役時代の賃金が年金額に反映する現行年金制度では、実施日が半年近く遅れるということはそれだけ年金額が少なくなり、その影響は死亡するまで続くこととなりますので、改めて審議をして発効日を他県同様にしよう変更していただくよう異議申し立てをします。

以 上



秋田労働局長 山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会会長 臼木 智昭 殿

全国労働組合総連合

事務局長

秋田地方最低賃金審議会の答申（発効日）の再考を求める特別要請書

【要請趣旨】

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 25 日、2025 年度の最低賃金について 80 円（8.41%）引き上げ、時間額 1,031 円とすることを答申しました。同時に、審議会は発効日を経営側の主張に寄り添い「準備期間」が必要との理由で 2026 年 3 月 31 日としました。今回、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ていますが、2026 年 3 月 31 日発効は、遅延の許容限度を超えています。最低賃金法第 10 条では、地域別最低賃金の決定は、地方最低賃金審議会の意見を聴いて「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」が決定するとなっています。決定権者として、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、2026 年 3 月 31 日を再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」に発効することを求めます。

全国労働組合総連合（全労連）加盟の秋田県労働組合総連合（秋田県労連）幹事会は、「最低賃金に関わる秋田地方最低賃金審議会の答申について」の「見解」で、時間額 80 円の引き上げは過去最高として、審議会の努力を評価しつつも、半年遅れの発行では、80 円の引き上げの効果は半減してしまうと指摘しています。

最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的な目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。

今回の答申は、秋田県労連の見解が指摘しているように、秋田県の労働者を二重に貶める答申です。一つは、他県は改定で少なくとも 1000 円を超えるにもかかわらず、秋田は半年にわたって最下位のままで拡大された格差が労働者に強いられること、二つは、「10 月には上がる」との生活設計を無残にも覆すもので、許されるものではありません。

「準備期間」には合理的な根拠はなく、異常な「発効の遅延・先送り」の理由になりません。徳島県は昨年、84 円（9.4%）の引き上げを 8 月 29 日に答申し、11 月 1 日を発効日としていました。

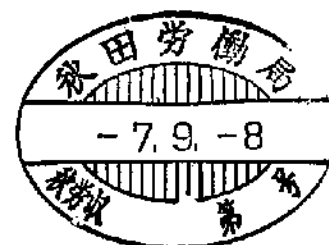
半年もの「発効の遅延・先送り」は、秋田県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪い、ひいては、県政や行政への信頼失墜につながるものと危惧します。人口・労働力の流出に拍車をかけることになります。

最低賃金の即時・大幅引き上げは待ったなしの課題です。貴職が決定権者として、秋田県内の労働者・労働組合の声にこたえ、「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様に、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施することを重ねて求めます。

【要請事項】

労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026 年 3 月 31 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施すること

以上



秋田地方最低賃金審議会の答申（発効日）の再考を求める特別要請書 一覧（順不同）

- ・秋田県労働組合総連合 議長 高野 智子
- ・秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 奥井 明子
- ・中通病院労働組合 執行委員長 高村 美幸
- ・秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 小林 正人
- ・秋田県国家公務関連労働組合共闘会議 代表 藤原孝寿
- ・日本自治体労働組合総連合秋田県本部 中央執行委員長 本間 渉
- ・日本自治体労働組合総連合秋田県本部 青年部長 佐藤 大斗
- ・日本自治体労働組合総連合秋田県本部 女性部長 佐々木 麻子
- ・日本自治体労働組合総連合秋田県本部 現業評議会議長 奥山 光幸
- ・秋田県公務公共一般労働組合 執行委員長 本間 渉
- ・秋田県医療労働組合連合会 執行委員長 奥井 明子
- ・秋田県農業協同組合労働組合 中央執行委員長 朝岡 晃
- ・北秋田市職員労働組合 執行委員長 渡部 聖子
- ・市立横手病院労組 執行委員長 櫻谷 麻美
- ・土崎病院労働組合 代表 北島 笑璃
- ・秋田県厚生連労働組合 中央執行委員長 進藤 侑
- ・建交労秋田農林支部山形分会 分会長 阿部 信一
- ・建交労秋田農林支部 執行委員長 浅利 則夫
- ・建交労秋田農林支部西木分会 分会長 浅利 則夫
- ・建交労秋田農林支部 分会長 田中 清一
- ・横手市職員労働組合 執行委員長 石川 直樹
- ・大仙市職員労働組合 執行委員長 佐藤 聡
- ・羽後町役場職員組合 執行委員長 柴田 聖
- ・国土交通労働組合東北気象支部秋田分会 分会長 佐々木 利
- ・国土交通労働組合東北建設支部能代分会 代表 藤本 宏司
- ・全司法労働組合秋田支部 執行委員長 高野 智子
- ・秋田県中央地域労働組合総連合 議長 今野 剛
- ・秋田県地域一般労働組合総連合 執行委員長 小笠原 猛
- ・全日本年金者組合秋田県本部潟上南秋支部 支部長代行 竹内 将廣
- ・年金者組合秋田県本部北秋田支部 執行委員長 高坂 豊實
- ・全日本年金者組合湖東支部 支部長 伊藤 栄
- ・全日本年金者組合秋田県本部 執行委員長 大坂谷 邦雄
- ・秋田県年金者組合県本部 女性部長 松田 康子
- ・全日本年金者組合湯沢雄勝支部 代表 鈴木 甚郎
- ・年金者組合秋田県本部能代山本支部 支部長 吉田 瑞穂
- ・全日本年金者組合秋田市支部 支部長 高田 博
- ・全日本年金者組合秋田県本部本荘由利支部 代表 村上 次郎
- ・全日本年金者組合秋田県本部仙北支部 代表 千葉 清



- ・年金者組合秋田県本部横手支部 代表 佐々木 章
- ・自由法曹団秋田県支部 支部長 虻川 高範
- ・秋田県平和委員会 代表 川野辺 英昭
- ・秋田県生活と健康を守る会連合会 会長 後藤和夫
- ・秋田生活と健康を守る会 会長 後藤和夫
- ・北秋田生活と健康を守る会 会長 細田 サミ
- ・秋田県社会保障推進協議会 会長 佐藤 幸美
- ・秋田民主商工会 会長 小玉 正憲
- ・平和・民主・革新の日本をめざす秋田県の会 筆頭代表世話人 山内 満
- ・日本民主青年同盟秋田県委員会 代表 蛭川 秀紀
- ・日本共産党秋田県委員会 代表 藤本 友里
- ・湯沢生活と健康を守る会 藤森 昇
- ・愛知国民春闘共闘委員会 議長 西尾 美沙子
- ・愛労連職員労働組合 執行委員長 小松 由汰
- ・愛労連青年協議会 議長 川崎 洋平
- ・全労連東海北陸地方協議会 議長 田中 康博
- ・愛知県労働組合総連合 女性協議会 議長 荒川 忍
- ・愛労連パート・臨時労組連絡会 代表幹事 長坂 圭造
- ・柳井地域労連 代表 田中 正明
- ・尾張中部地区労働組合総連合 議長 望月 敦
- ・愛知県労働組合総連合 議長 西尾 美沙子
- ・郵政産業労働者ユニオン銀座支部 書記長 日馬 辰巳
- ・山梨県労働組合総連合 議長 上間 正央
- ・建交労福島県農林支部 執行委員長 小笠原 正信
- ・全日本建設交運一般労働組合福島県本部 執行委員長 山田 照夫
- ・北海道医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 濱谷 和子
- ・北海道医療一般労働組合労働組合 執行委員長 奥田 聡
- ・青森県農業協同組合労働組合 中央執行委員長 原子 大蔵
- ・栃木県労働組合総連合 議長 阿波 長次
- ・栃木公務公共一般労働組合 執行委員長 薄田 數雄
- ・宇河労連 渡邊 正典
- ・全日本年金者組合栃木県本部 長谷川 友紀
- ・JMITU 栃木地方本部 阿波 長次
- ・栃木県一般労働組合 書記長 近藤 康弘
- ・全日本年金者組合長野県本部 執行委員長 北澤 忠
- ・西三河地域労働組合総連合 代表 櫻井 善行
- ・全トヨタ労働組合 執行委員長 若月 忠夫
- ・全日本建設一般労働組合長崎県本部 執行委員長 中里 研哉
- ・郵政ユニオン静岡県協議会 議長 鈴木 尚朋
- ・守山地域労働組合連合 副委員長 西野 忠男

- ・愛知地域労働組合きずな 執行委員長 城下 英一
- ・尾張教職員労働組合 住田 末夫
- ・新潟県労働組合総連合 寺崎 洋子
- ・新潟県労連ユニオン 寺崎 洋子
- ・国民春闘共闘新潟県共闘会議 寺崎 洋子
- ・全日本年金者組合青森県支部 執行委員長 小池 中
- ・全印総連札幌地連 執行委員長 小野 哲裕
- ・ユニオン山口 打道 晋一
- ・長野県上小地区労働組合連合 議長 藤原 栄治
- ・山梨県労地域ユニオン 委員長 横森 照夫
- ・長崎県労働組合総連合 議長 鳥巢 雄樹
- ・長崎県春闘共闘会議 議長 山岸 隆一
- ・長崎県一般労働組合 執行委員長 鳥巢 雄樹
- ・徳島県労働組合総連合 議長 山本 正美
- ・徳島労連女性部 部長 津川 博美
- ・徳島県国民春闘共闘委員会 代表幹事 山本 正美
- ・徳島県医療労働組合連合会 執行委員長 三木 千津子
- ・阿波ユニオン 代表 河林 洋二
- ・自治労連鳥取県本部 執行委員長 植谷 和則
- ・鳥取県厚生事業団職員労働組合 執行委員長 八田 直美
- ・鳥取県自治体一般労働組合 執行委員長 植谷 和則
- ・福祉介護ユニオン鳥取 執行委員長 林 美保子
- ・米子福祉会職員労働組合 執行委員長 西村 智子
- ・福島県医労連 執行委員長 高橋 勝行
- ・大原総合病院労働組合 執行院長 佐々木 伸也
- ・京都地方労働組合総評議会 議長 梶川 憲
- ・革新・愛知の会 事務室長 姥原 京子
- ・愛知労働者福祉共済会 代表 西尾 美沙子
- ・全日本教職員組合 中央執行委員長 檀原 毅也
- ・網走地方労働組合総連合 代表 山下 正浩
- ・ユーコープ労働組合 中央執行委員長 咳 哲也
- ・室蘭地区労働組合総連合 議長 高木 稔
- ・ユニオン室蘭 執行委員長 片岡 彰
- ・愛知県国家公務関連労働組合共闘会議 議長 國枝 孝幸
- ・愛知県国家公務一般労働組合 執行委員長 炭竈 康志
- ・郵政産業労働省ユニオン広島中央支部 代表 岡崎 徹
- ・全日本地域医療機能推進機構病院労働組合 二本松病院支部 支部長 藤井 明美
- ・苫小牧地区労連 議長 横山 傑
- ・全日本年金者組合苫小牧支部 委員長 齊藤 秀夫
- ・全日本国立医療労働組合福島支部 支部長 渡邊 吉博

- ・全労災釧路支部 代表 恩田 あゆみ
- ・全労働省労働組合鹿児島支部 執行委員長 中吉 拓郎
- ・京都総評西右京地区労働組合協議会 代表 西村 功
- ・徳島県国家公務関連労働組合共闘会議 議長 奥浦 裕二
- ・国土交通労働組合四国建設支部徳島分会 分会長 大塩 道弘
- ・全厚生労働組合 中央執行委員長 倉橋 忠司
- ・全労働鹿児島支部大隅職安分会 代表 今村 政洋
- ・京都自治体労働組合総連合 執行委員長 福島 功
- ・全労働鹿児島支部名瀬職安分会 代表 松山 力也
- ・島根県労働組合総連合 議長 猪俣 邦顕
- ・しまね地域労働組合 執行委員長 猪俣 邦顕
- ・全日本建設交運一般労働組合苫小牧建設支部 執行委員長 小杉 正明
- ・郵政ユニオン苫小牧支部 支部長 三浦 敏彦
- ・郵政ユニオン北海道支部 執行委員長 飯田 勝則
- ・全労働省鹿児島支部職業安定部分会 代表 古川 恵
- ・京都南地域個人加盟労働組合ユニオン南の風 委員長 山口 陽二
- ・南地区労働組合協議会 議長 北村 邦俊
- ・国土交通労働組合関西気象支部 執行委員長 蓬台 正信
- ・苫小牧ローカルユニオン 代表 森下 克弘
- ・群馬県労働組合会議 議長 石田 清人
- ・岩手県労働組合連合会 議長 中野 るみ子
- ・盛岡地域労働組合連合会 議長 田村 巧
- ・岩手県地域労働組合 執行委員長 新田 英則
- ・全国福祉保育労働組合京都地方本部 執行委員長 大西 謙
- ・全国福祉保育労働組合京都地方本部保育支部 執行委員長 田中 ともゑ
- ・胆江地区労働組合連合会 議長 菊池 英岳
- ・全労働鹿児島支部伊集院職安分会 小山 順子
- ・岩手県医療労働組合連合会 青年部長 小田島 遼
- ・岩手県医療労働組合連合会 女性部長 岩崎 薫
- ・岩手県医療労働組合連合会 執行院長 五十嵐 久美子
- ・北海道勤医協ろうど労働組合 執行委員長 三上 友衛
- ・国家公務員労働組合近畿ブロック会議 議長 宮本 純治
- ・国土交通労働組合近畿建設支部大和分会 代表 上畑 祥吾
- ・国土交通労働組合近畿運輸支部 代表 福井 勇輝
- ・国土交通労働組合東北運輸支部秋田分会 分会長 古舘 宙
- ・全日本建設交運一般労働組合徳島県本部 委員長 山本 正美
- ・建交労四国合同支部 委員長 山本 正美
- ・国土交通労働組合四国建設支部徳島分会 分会長 大塩 道弘
- ・市民生協ならコープ労働組合 執行委員長 武本 浩資
- ・国土交通労働組合中部港湾空港支部 執行委員長 武藤 秀和

- ・国土交通労働組合気象研究所支部 執行委員長 川口 亮平
- ・国土交通労働組合中部本局分会 執行委員長 武藤 秀和
- ・京都国家公務員労働組合共闘会議 事務局長 矢野 芳彦
- ・国土交通省労働組合関東建設支部渋川分会 分会長 森根 啓
- ・国土交通省労働組合関東建設支部前橋分会 分会長 長谷川 治幸
- ・国土交通労働組合東北気象支部仙台分会 代表 山本 浩之
- ・自治労連熊本県事務所 所長 多久 俊一
- ・自治労連熊本自治体一般労働組合 執行委員長 多久 俊一
- ・久慈地域労働組合連合会 議長 間澤 豊
- ・科学一般京滋福地方本部 委員長 上田 敏文
- ・神奈川県国家公務員労働組合共闘会議 議長 沓名 正晴
- ・国公退職連神奈川会 会長 山本 健介
- ・愛媛労連・愛媛一般労働組合 代表 稲葉 美奈子
- ・国土交通労働組合関東建設支部富士川分会 分会長 京極 忠司
- ・国土交通省労働組合関東建設支部大宮国道分会 分会長 岡部 文宏
- ・みやぎ生協労働組合福島書記局 地区執行委員長 稲村 和吉
- ・全労働省労働組合鹿児島市部川内基準分会 分会長 赤木 章寛
- ・愛知県高等学校教職員組合春日井西部会 代表 加藤 博一
- ・わかやま市民生協労働組合 執行委員長 阿波 俊之
- ・全司法労働組合 中央執行委員長 中矢 正晴
- ・国土交通労働組合関東建設支部甲府分会 分会長 上間 正央
- ・国家公務員労働組合滋賀県共闘会議 代表幹事 伊藤 英敏
- ・国土交通労働組合近畿建設支部 執行委員長 寺田 尚史
- ・自交総連北海道地方連合会 執行委員長 高野 正之
- ・国土交通労働組合東北建設支部 執行委員長 清水 英之
- ・国土交通労働組合東北建設支部酒田分会 佐藤 輝
- ・吹田市職員労働組合 執行委員長 寺坂 美香
- ・埼玉県春日部地域労働組合連合会 代表 小林 正夫
- ・吹田市職員労働組合保育所支部 執行委員長 阪田 和則
- ・吹田市職員労働組合本庁関係支部 執行委員長 姫井 敬一
- ・吹田市職員労働組合現業合同支部 執行委員長 五十嵐 正直
- ・吹田市労働組合連合会 執行委員長 寺坂 美香
- ・吹田市職員労働組合女性部 部長 伊東 知子
- ・鹿児島医療生協労働組合 執行委員長 富島 隆治
- ・鹿児島医療生協労働組合同分分会 古川 裕策
- ・国土交通労働組合関東建設支部 執行委員長 依田 満博
- ・埼玉県国家公務員労働組合連合会 議長 丸山 竜一
- ・岡山県労働組合会議 議長 山本 泉
- ・岡山地域労働組合 執行委員長 藤田 弘起
- ・全厚生労働組合同立感染症研究所支部 支部長 小川 基彦

- ・全法務省労働組合 中央執行委員長 西山 義治
- ・全法務省労働組合北海道地方本部 執行委員長 白石 博巳
- ・全法務省労働組合東北地方本部 執行委員長 富田 克英
- ・奈良自治体労働組合総連合 執行委員長 竹井 拓也
- ・全法務省労働組合東京地方本部 執行委員長 亀岡 希和
- ・自治労連千葉県本部 中央執行委員長 片山 敦史
- ・全法務省労働組合中部地方本部 執行委員長 山本 雅詳
- ・全法務省労働組合中国地方本部 執行委員長 上杉 修治
- ・全法務省労働組合四国地方本部 執行委員長 桂 敦史一
- ・全法務省労働組合九州地方本部 執行委員長 都野川 正樹
- ・全法務省労働組合近畿地方本部 執行委員長 向井 和昌
- ・日本国家公務員労働組合連合会女性協議会 議長 関口 香織
- ・生活協同組合ララコープ労働組合 執行委員長 永吉 節子
- ・宮城県国家公務員労働組合共闘会議 代表 中川 浩一
- ・藤枝地区労働組合センター 議長 橋本 純
- ・国土交通労働組合近畿建設支部姫路分会 分会長 西本 健二
- ・全労働鹿児島支部指宿職安分会 分会長 森山 和典
- ・全労働鹿児島支部職業安定部分会 代表 古川 恵
- ・京都生協労働組合パート部会 代表 小泉 貴子
- ・郵政産業労働者ユニオン尼崎支部 支部長 桐本 守
- ・郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会 議長 青木 昌
- ・全医労近畿地方協議会 代表 玉田 幸子
- ・京都生協労働組合 代表 池田 真人
- ・京都生協労働組合パート部会 代表 小泉 貴子
- ・岩手県医療局労働組合 中央執行委員長 森 優子
- ・静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁
- ・JMITU 通信産業本部静岡支部 執行委員長 榊原 雅樹
- ・ローカルユニオン静岡 執行委員長 河合 利夫
- ・青森県国家公務員労働組合共闘会議 議長 石田 英仁
- ・全労働青森支部 執行委員長 小田波 学
- ・川内職安分会 森杉 正太
- ・日本自治体労働組合総連合神奈川県本部 執行委員長 倉形 洋一
- ・神奈川自治労連婦人部 部長 城戸崎 雅美
- ・神奈川自治労現業評議会 議長 鈴木 正宏
- ・神奈川自治労連青年部 部長 後藤 健太郎
- ・神奈川自治労連公務公共一般労働組合 執行委員長 倉形 洋一
- ・神奈川自治労連自治体関連労働組合協議会 議長 森角 興起
- ・横浜市交通局従業員労働組合 執行委員長 伊豆 力也
- ・横浜市交通局従業員労働組合保土ヶ谷支部 支部長 池田 孝浩
- ・横浜市従業員労働組合緑支部 支部長 高橋 辰也

- ・横浜市従業員労働組合磯子支部 支部長 北原 茂
- ・横浜市従業員労働組合港南支部 支部長 飛塚 清和
- ・福島地方労働組合総連合 議長 齋藤 光晴
- ・ふじみ野市職員労働組合 執行委員長 吉沢 実
- ・福島県農業協同組合労働組合連合会 中央執行委員長 渡辺 勝義
- ・国土交通労働組合東北気象支部 執行委員長 山本 浩之
- ・自治労連宮城県事務所 所長 吉田 仁
- ・自治労連宮城自治体一般労働組合 執行委員長 大庭 哲
- ・島根県自治体労働組合総連合 執行委員長 塩冶 隆彦
- ・日本自治体労働組合総連合 中央執行委員長 福島 功
- ・国土交通労働組合本省支部 代表 添田 誠二
- ・両磐地方労働組合連合会 議長 千葉 幸一
- ・自立労働組合連合 中央執行委員長 藤原 敏秀
- ・国土交通労働組合東北建設支部山形分会 代表 葛西 駿
- ・国土交通労働組合東北建設支部磐城分会 代表 三春 芳紀
- ・国土交通労働組合東北建設支部福島分会 分会長 高橋 忠国
- ・国土交通労働組合東北建設支部青森分会 分会長 田嶋 正樹
- ・国土交通労働組合東北建設支部本局分会 分会長 西山 仁
- ・全国福祉保育労働組合北海道地方本部 執行委員長 深谷 正史
- ・札幌保育労働組合 執行委員長 玉谷 史織
- ・全運輸労働組合東北支部山形陸運分会 代表 古坐 欣一
- ・国土交通労働組合東北運輸支部宮城陸運分会 分会長 木内 陽子
- ・国土交通労働組合沖縄気象支部 支部長 銘苅 朝晃
- ・国土交通労働組合関東建設支部江戸川分会 代表 篠原 賢祐
- ・国土交通労働組合東北運輸支部宮古海運分会 分会長 渡邊 哲郎
- ・自治労連埼玉県本部 中央執行委員長 西口哲之
- ・埼玉県高等学校教職員組合 中央執行委員長 小野 知二
- ・国土交通労働組合近畿地方協議会 代表 菊池 陽輔
- ・沖縄県労連 議長 穴井 輝明
- ・国土交通労働組合関東建設支部日光分会 分会長代理 増山 翔
- ・国土交通労働組合関東建設支部本局分会 分会長代理 平尾 健治
- ・沖縄医療生活協同組合労働組合 執行委員長 穴井 輝明
- ・国土交通労働組合関東建設支部東京国道分会 代表 佐野 彰史
- ・いわて生協労働組合 執行委員長 高橋 基
- ・大阪自治体労働組合総連合 執行委員長 坂田 俊之
- ・国土交通労働組合関東建設支部渡良瀬分会 分会長 高橋 進
- ・国土交通労働組合関東建設支部宇都宮国道分会 分会長代理 坂本 孝人
- ・郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部 支部長 板敷 浩史
- ・国土交通労働組合関東建設支部鬼怒川分会 分会長代理 小沢 裕二
- ・国土交通労働組合関東建設支部宇都宮営繕分会 分会長代理 千代 昇

- ・生協労連コープネットグループ労働組合 中央執行委員長 占部 修吾
- ・国土交通労働組合関東建設支部横浜国道分会 代表 工藤 均
- ・国土交通労働組合関東建設支部草加分会 代表 入原 昌吾
- ・国土交通労働組合関東北気象支部青森分会 代表 柳田 敦史
- ・国土交通労働組合本省支部海事局分会 代表 梅原 寛
- ・国土交通労働組合本省支部観光庁分会 代表 平石 涼希
- ・福島県立高教組県南支部 支部長 佐々木 雅彦
- ・ローカルユニオン静岡 代表 河合 利夫
- ・国土交通労働組合本省支部機構分会 代表 伊藤 祐
- ・国土交通労働組合本省支部港湾局分会 代表 川原 洋
- ・国土交通労働組合本省支部航空局分会 代表 小出 拓也
- ・兵庫自治体労働組合総連合 執行委員長 安宅 正博
- ・和歌山県地方労働組合評議会 議長 武田 正利
- ・国土交通労働組合本省支部総政局分会 代表 小林 辰也
- ・国土交通労働組合本省支部鉄道局分会 代表 鈴木 丈智
- ・富山県国家公務員労働組合協議会 議長 清水 久彰
- ・全労働省労働組合茨城支部 支部長 伊藤 英貴
- ・オホーツク勤労者医療協会労働組合 執行委員長 古川 太一
- ・国土交通労働組合本省支部物流自動車局分会 代表 上中 幸枝
- ・釜石地方労働組合連合会 議長 木下 大輝
- ・国土交通労働組合本省支部官房分会 代表 笠井 哲郎
- ・国土交通労働組合神戸海運支部 支部長 沖本 直毅
- ・郡山地方労働組合総連合 議長 笠原 浩
- ・北海道自治体ユニオン札幌市役所支部 執行委員長 青木 法男
- ・札幌地域自治体関連ユニオン 代表 青木 法男
- ・おおさかパルコープ労働組合 中央執行委員長 箕作 勝則
- ・国土交通労働組合建設研究機関支部独立行政法人建築研究所労働組合 執行委員長 野口 和也
- ・国土交通労働組合建設研究機関支部 執行委員長 番場 正
- ・国土交通労働組合建設研究機関支部独立行政法人土木研究所労働組合 執行委員長 東 拓生
- ・西宮市職員労働組合 執行委員長 安宅 正博
- ・国土交通労働組合建設研究機関支部国土技術政策総合研究所分会 執行委員長 番場 正
- ・おおさかパルコープ労働組合パート部会 代表 森尾 由紀子
- ・おおさかパルコープ労働組合青年部会 代表 和田 洋平
- ・おおさかパルコープ労働組合福祉部会 代表 吉留 悠真
- ・おおさかパルコープ労働組合平和部会 代表 周 健二
- ・おおさかパルコープ労働組合女性部会 中村 貴子
- ・横浜市従業員労働組合 中央執行委員長 田中 美穂
- ・横浜市従業員労働組合福祉衛生支部 支部長 石原 昭彦
- ・横浜市従区役所支部協議会 代表 鈴木 祥嗣
- ・国土交通労働組合関東建設支部土浦分会 代表 矢口 悌

- ・九州航空支部宮崎分会 代表 三野 恵莉子
- ・KOHQ 労働組合 代表 中田 寛昭
- ・山形県社会保障推進協議会 会長 高木 紘一
- ・山形県労働組合総連合 議長 萩原 圭子
- ・酒田飽海地域労働組合総連合 議長 斎藤 陽一
- ・山形地域労働組合総連合 議長 東海林 良二
- ・JMITU 通信産業本部山形分会 執行委員長 飯澤 智美
- ・山形青年学生ユニオン 委員長 埴 滯
- ・山形県労働相談センター 事務局長 飯澤 智美
- ・国土交通労働組合九州航空支部鹿児島分会 代表 嘉陽田 務
- ・自治労連山形県事務所 代表 佐藤 完治
- ・山形公務公共一般労働組合 執行委員長 佐藤 完治
- ・新日本婦人の会山形県本部 代表 奥山一恵
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部タンポポ分会 代表 石山 沙友里
- ・医療生協やまがた労働組合 執行委員長 佐藤 亘
- ・共立社労働組合 執行委員長 黒木 健治
- ・新庄最上ローカルユニオン 代表 佐藤 忠志
- ・全日本年金者組合山形支部長 細川 房子
- ・全日本年金者組合西村山年金者組合 代表 渋谷 啓一郎
- ・全日本年金者組合天童支部 支部長 瀬野 幸男
- ・国土交通労働組合東北運輸支部 執行委員長 渡辺 拓也
- ・全日本年金者組合山形県本部 執行委員長 松本 静雄
- ・国土交通労働組合東北運輸支部本局分会 分会長 木村 友紀
- ・岐阜県国会公務関連労働組合共闘会議 議長 吉田 信司
- ・全厚生労働組合岐阜県協議会 議長 澤村 明
- ・岡山県国家公務員労働組合共闘会議 代表 武稔幸
- ・国土交通労働組合九州港湾空港支部 執行委員長 仙道 久嗣
- ・全情報通信労働組合 中央執行委員長 加藤 政明
- ・全司法労働組合愛知支部 執行委員長 長谷川 亘
- ・国土交通労働組合九州港湾空港支部九州本局分会 執行委員長 仙道 久嗣
- ・国土交通労働組合九州航空支部福岡航空交通管制部分会 分会長 寺村 光平
- ・左京地区労働組合協議会 議長 小西 悟
- ・福島県高等学校教職員組合会津支部 支部長 中村 亮太郎
- ・会津地方労働組合総連合 議長 折笠 由美子
- ・山形県医療労働組合連合会 執行委員長 鶴巻 学
- ・岩手県農業協同組合労働組合 中央執行委員長 櫻田 真一
- ・全労働省退職者の青森会 会長 吉田 信也
- ・青森裁判所退職者の会 会長 三上 正悟
- ・青森地域一般労働組合 執行委員長 鎌田 貞孝
- ・新日本婦人の会青森支部くれよん班 坂本 麻衣子

- ・青森生活と健康を守る会 代表 成田 保
- ・新日本婦人の会青森県本部 阿部 喜美子
- ・原水爆禁止青森県協議会 会長代行 松島 明
- ・全国福祉保育労青森支部如月分会 代表 川村 則子
- ・全労連共済青森支部 委員長 逢坂 拓
- ・全国福祉保育労青森支部如青森分会 代表 三上 千幸
- ・全労働青森支部八戸職安分会 分会長 阿部 忠博
- ・三八地方労働組合総連合 議長 田村 儀則
- ・新日本婦人の会青森支部ひだまり班 門倉 恵理奈
- ・新日本婦人の会青森支部のぞみ班 野村 登貴子
- ・青森県地域一般労働組合青森保健生協分会 分会長 赤平 明子
- ・新日本婦人の会青森支部 北田 文子
- ・青森県労働組合総連合 議長 逢坂 拓
- ・国土交通労働組合神戸管制支部 支部長 菊池 陽輔
- ・国土交通労働組合四国建設支部 支部長 山内 貴人
- ・郵政産業労働者ユニオン東京地方本部 田中 孝史
- ・国土交通労働組合四国建設支部本局分会 支部長 窪添 義幸
- ・香川県国家公務員労働組合共闘会議 議長 伊藤 恭平
- ・国土交通労働組合四国地方協議会 議長 岡部 拓也
- ・一関市職員労働組合 執行委員長 熊谷 公彦
- ・全国金融産業労働組合東海支部静岡ブロック 代表 松井 美智子
- ・静岡地区労働組合連合会 議長 松川 功
- ・福島県立高等学校教職員組合 執行委員長 永峯 秀明
- ・埼玉県労働組合連合会女性部 部長 北村 明子
- ・埼玉県労働組合連合会非正規労働者部会 部長 清宮 浩
- ・埼玉県労働組合連合会青年委員会 加藤 靖
- ・国民春闘埼玉県共闘会議 議長 藤田 省吾
- ・全経済産業労働組合 中央執行委員長 小池 浩之
- ・生協関連・一般労働組合 委員長 西崎 直人
- ・全経済産業労働組北海道経済産業局支部 執行委員長 一宮 章郎
- ・生協関連・一般労働組合流通サービス分会 分会長 谷藤 大輔
- ・全経済産業労働組東北経済産業局支部 執行委員長 加藤 幸男
- ・全経済産業労働組関東経済産業局支部 執行委員長 平田 浩士
- ・全経済産業労働組中部経済産業局支部 執行委員長 石川 靖
- ・全厚生職員労働組合福岡支部 代表 松本 元司
- ・全労働省労働組合鹿児島支部鹿児島公共職業安定所分会 分会長 田中 健志
- ・山口県労働組合総連合 代表 石田 高士
- ・全経済産業労働組近畿経済産業局支部 執行委員長 阪谷 俊明
- ・茨城県国家公務員労働組合連合会 執行委員長 野尻 琢也
- ・全経済産業労働組中国経済産業局支部 執行委員長 三上 隆弘

- ・全経済産業労働組四国経済産業局支部 執行委員長 大谷 寛
- ・全法務省労働組合東京地本水戸支部 支部長 酒井 毅
- ・全経済産業労働組九州経済産業局支部 執行委員長 中村 誠
- ・全経済産業労働組本省支部 執行委員長 熊倉 弘人
- ・全経済産業労働組特許支部 執行委員長 渡邊 浩一郎
- ・全経済産業労働組特許支部事務分会 執行委員長 伏木野 英雄
- ・全経済産業労働組特許支部特実分会 執行委員長 川口 貴裕
- ・全経済産業労働組特許支部意匠分会 執行委員長 宮田 莊平
- ・全経済産業労働組特許支部商標分会 執行委員長 椎名 実
- ・全経済・工業所有権情報・研修館労働組合 執行委員長 鈴木 賢一
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合 執行委員長 吾妻 崇
- ・国土交通労働組合羽田航空支部 支部長 田中 達也
- ・国土交通労働組合羽田航空支部羽田分会 分会長 瓜生 正章
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合つくば第1分会 執行委員長 佐藤 卓見
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合つくば第2分会 執行委員長 鍛冶 良作
- ・岡山県労働組合岡山地域会議 代表 岡本 芳行
- ・北上和賀地区労働組合連合会 議長 吉田 一成
- ・横浜市従業員労働組合書記局部会 代表 若林 靖久
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合つくば第7分会 執行委員長 天野 敦子
- ・全日本建設交運一般労働組合埼玉県本部 執行委員長 鈴木 洋平
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合つくば西分会 執行委員長 歌川 学
- ・建交労埼玉合同支部 執行委員長 鈴木 浩一
- ・建交労埼玉トラック部会 部会長 鈴木 洋平
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合つくば東分会 執行委員長 佐藤 直子
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合東北センター分会 執行委員長 増田 善雄
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合中部センター分会 執行委員長 若林 隆太郎
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合関西センター分会 執行委員長 橘田 晃宜
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合四国センター分会 執行委員長 苑田 晃成
- ・全経済・産業技術総合研究所労働組合九州センター分会 執行委員長 上原 雅人
- ・全経済・製品評価技術基盤機構労働組合 執行委員長 片岡 孝浩
- ・全経済・製品評価技術基盤機構労働組合本所分会 執行委員長 笹木 保
- ・いわき市労働組合総連合 議長 能戸 俊輔
- ・全経済・製品評価技術基盤機構労働組合近畿分会 執行委員長 山田 秀和
- ・全司法労働組合岩手支部 執行委員長 岩崎 保
- ・全司法労働組合岩手支部 執行委員長 岩崎 保
- ・国土交通労働組合沖縄航空支部 代表 佐藤 高廣
- ・国土交通労働組合九州航空支部鹿児島分会 代表 中留 幸司
- ・国土交通労働組合航空管制支部 支部長 高見 秀司
- ・国土交通労働組合東北運輸支部福島陸運分会 分会長 富永 裕一
- ・横浜市従業員労働組合建設協議会 議長 小泉 幸一

- ・横浜市従業員労働組合道路土木支部 支部長 土橋 由弥
- ・横浜市従業員労働組合都市整備支部 支部長 渡井 裕子
- ・横浜市従業員労働組合建築支部 支部長 和田 勝次
- ・横浜市従業員労働組合港湾支部 支部長 木村 勉
- ・横浜市従業員労働組合環境創造支部 支部長 石井 裕之
- ・全労働鹿児島支部加世田職安分会 代表 鮫島 大知
- ・山形農協協同組合労働組合 中央執行委員長 野尻 丈道
- ・地域労組やまがた 執行委員長 佐藤 完治
- ・国民大運動山形県実行委員長 代表委員 萩原 圭子
- ・西日本航空支部大阪事務所分会 分会長 八並健太
- ・国土交通労組東北運輸支部八戸陸運分会 分会長 諏訪 洋平
- ・国土交通労働組合東北建設支部三陸国道分会 代表 鳥屋部 勝弘
- ・全厚生基盤研支部 副委員長 揚山 直英
- ・国土交通労働組合四国運輸支部 代表 森本 悠介
- ・自治労連愛媛県本部 執行委員長 森賀 俊二
- ・自治労連愛媛県本部青年部 部長 山田 琉聖
- ・自治労連愛媛県本部現業評議会 議長 佐々木 昌五
- ・自治労連愛媛県本部医療介護評議会 議長 岩藤 克幸
- ・自治労連愛媛県本部非正規公共評議会 議長 近藤 敬彦
- ・愛媛県自治体問題研究所 理事長 小淵 港
- ・愛媛県自治体一般労働組合
- ・伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議 代表幹事 和田 宰
- ・愛媛県自治体労組書記局労組 執行委員長 堀川 孝行
- ・愛媛県公務員共闘会議 議長 加藤 諭
- ・原水爆禁止国民平和行進四国コース実行委員会 実行委員長 今井 正夫
- ・国民春闘共闘委員会 代表理事 秋山 正臣
- ・宮崎大学教職員組合 委員長 塚本 泰造
- ・国土交通労働組合北海道気象支部 執行委員長 栗山 知子
- ・国土交通労働組合東北地方協議会 議長 清水 英之
- ・国土交通労働組合 中央執行委員長 山崎 正人
- ・国土交通労働組合青年運動推進委員会 委員長 山崎 正人
- ・国土交通労働組合女性運動推進委員会 委員長 山崎 正人
- ・全山形教職員組合 執行委員長 金山 透
- ・米沢市教職員組合 執行委員長 高橋 宏彰
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部 執行委員長 山口 亮子
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部蔵王長寿園分会 代表 岩瀬 淳一
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部たんぽぽ分会 代表 石山 沙友里
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部思恩分会 代表 後藤 章寿
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部とかみ共生苑分会 代表 大類 友恵
- ・全国福祉保育労働組合山形地方本部最上支部 代表 鈴木 翔大

- ・コープかごしま労働組合 執行委員長 清川 聖
- ・コープかごしま労働組合青年部 部長 今村 朋生
- ・コープかごしま労働組合 パート部会長 佐瀬 玲子
- ・東置賜教職員組合 代表 金山 透
- ・日本自治体労働組合総連合福島県本部 中央執行委員長 笠原 浩
- ・郡山市職員組合 執行委員長 大堀 寛和
- ・二本松市職員労働組合 執行委員長 菅野 文幸
- ・福島公務公共一般労働組合 執行委員長 笠原 浩
- ・郡山市職員労働組合青年女性部 青年女性部長 中野 桃花
- ・二本松地方労働組合総連合 議長 佐原 成典
- ・徳島自治体労働組合総連合 執行委員長 伊吹 久幸
- ・佐賀県自治体労働組合総連合 代表 浦中 耕一郎
- ・横浜市従教育委員会支部 支部長 雑賀 理恵子
- ・横浜市従退職者会 会長 増田 成可
- ・横浜市従業員労働組合教育支部 支部長 石井 数男
- ・岩手県社会福祉労働組合 執行委員長 藤羽 誠
- ・全国印刷出版産業労働組合総連合会 中央執行委員長 大塚 涼
- ・全印総連 女性部部長 小澤 晴美
- ・全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会 執行委員長 坂田 光正
- ・全印総連東京地連青年部 青年部長 加藤 志野
- ・ほるぷ労働組合 執行委員長 小澤 晴美
- ・国土交通労働組合東北建設支部三陸国道分会 代表 鳥谷部 勝弘
- ・全厚生労働組合日本年金機構本部支部 代表 佐藤 建一
- ・宮崎県労働組合総連合 議長 江良 尚裕
- ・宮崎県北地区労働組合総連合 議長 七條 賀雄
- ・岩手県自治体労働組合総連合 中央執行委員長 吉田 仁
- ・岩手県自治労連北海道・東北ブロック協議会 議長 吉田 仁
- ・栃木県労連 代表 植木 みづき
- ・全国福祉保育労働組合栃木支部たんぽぽ分会 代表 渡辺 あかね
- ・全国福祉保育労働組合栃木支部花見ヶ岡分会 代表 青木 康裕
- ・全国福祉保育労働組合栃木支部とちぎケアユニオン 代表 當間 隆彦
- ・全国福祉保育労働組合栃木支部 代表 飛川 麻衣
- ・全国福祉保育労働組合栃木支部西仁会分会 中山 孝子
- ・生協労連コープいしかわ労働組合 中央執行委員長 岡本 晃嘉
- ・全日本年金者組合岩手県本部 執行委員長 鈴木 壬午郎
- ・浜松タクシー労働組合 執行委員長 松下 靖史
- ・自交総連静岡地方連合会 執行委員長 松下 靖史
- ・宮崎県公営企業労働組合 執行委員長 酒井 貴輝
- ・全日本建設交運一般労働組合苫小牧建設支部 執行委員長 小杉 正明
- ・全労働省労働組合鹿児島支部鹿屋基準分会 分会長 義母 拓真

- ・川口地区労働組合協議会 代表 安藤 良信
- ・北海道自治体労働組合連合 執行委員長 遠藤 関光
- ・北海道自治体ユニオン 執行委員長 東原 勉
- ・高知自治体労働組合総連合 執行委員長 岡上 則子
- ・日本機関紙印刷所労働組合 執行委員長 大城 伸樹
- ・全日本年金者組合福島県本部 執行委員長 佐藤 征司
- ・福島県立高教組県北支部 支部長 斎藤 光晴
- ・自治労連特区連 執行委員長 安田 直美
- ・自治労連都職労 中央執行委員長 矢吹 義則
- ・東京自治労連 中央執行委員長 矢吹 義則
- ・原水爆禁止鹿児島県協議会 事務局長 池田 暢久
- ・鹿児島県労働組合総連合 議長 福丸裕子
- ・鹿児島県医療労働組合連合会 執行委員長 松下浩幸
- ・全日本年金者組合鹿児島県本部 代表 野口隆吉
- ・日置市会計年度任用職員労働組合 代表 竹下幸江
- ・金融労連南日本銀行従業員組合 中央執行委員長 重村誠一
- ・鹿児島県自治体関連労働組合総連合 代表 柳田 庫呂
- ・かごしま自治労連むぎのめ労働組合 代表 谷口 優子
- ・国土交通労組九州建設支部川内分会 代表 足立 正浩
- ・奄美医療生協労働組合 代表 上原 美帆
- ・奄美医療生協労働組合奄美中央病院支部 代表 福 清昌
- ・奄美医療生協労働組合徳之島支部 代表 大江優司
- ・全医労指宿支部 代表 有馬さおり
- ・全医労鹿児島地区協議会 代表 福崎明德
- ・北海道労働組合総連合 議長 三上友衛
- ・国民春闘北海道共闘委員会 代表幹事 三上友衛
- ・北海道労働組合総連合女性部 部長 武藤素子
- ・北海道労働組合総連合青年部 部長 石崎龍之介
- ・札幌地区労働組合総連合 代表 野上 徹哉
- ・建交労北海道鉄道本部 執行委員長 武田吉宏
- ・建交労北海道本部 執行委員長 森国 教
- ・建交労札幌合同支部 執行委員長 宮澤 毅
- ・建交労札幌ダンプ支部 代表 田家司
- ・建交労北海道鉄道本部苫小牧支部 委員長 伊藤貞市
- ・全札幌教職員組合 代表 佐々木一次
- ・全北海道教職員組合 執行委員長 倡木康展
- ・全国一般労組大阪府本部書記局支部 代表 東中 貢
- ・広島県医療労働組合連合会 執行委員長 濱 喜代子
- ・広島県医療労働組合 執行委員長 煙埼 久美
- ・東京春闘共闘会議 代表 矢吹義則

- ・東京地方労働組合評議会 議長 矢吹義則
- ・東京地方労働組合評議会女子センター 議長 結城裕子
- ・東京地方労働組合評議会青年協議会 議長 新倉大輔
- ・茨城県労働組合総連合 代表 鈴木 貴之
- ・滋賀県労働組合総連合 代表 衛藤 浩司
- ・滋賀県労連・滋賀一般労組 代表 山元 大造
- ・山梨県労働組合総連合 代表 上間 正央
- ・全印総連札幌地連 執行委員長 小野 哲裕
- ・全労連・全印総連大阪地連 関西共同印刷労働組合 執行委員長 一瀬 則保
- ・全大阪地域労組協議会 委員長 東野 明治
- ・全大阪労働組合総連合 議長 福岡 泰治
- ・全大阪労働組合総連合 非正規労働者部会 部会長 池辺しのぶ
- ・全大阪労働組合総連合 パート非常勤連絡会 会長 鴨池 徹
- ・全大阪労働組合総連合 おおさかヘルパー労組連絡会 会長 島村 一弘
- ・日本医療労働組合連合会 中央執行委員長 佐々木 悦子
- ・神奈川県労働組合総連合 議長 住谷 和典
- ・福島県労働組合総連合女性部 部長 藤原 二三子
- ・福島県労働組合総連合 議長 野木 茂雄
- ・福島県労働相談センター 所長 斎藤 富春
- ・全労連・全国一般労総組合福島一般労働組合 執行委員長 野木 茂雄
- ・中央社会保障推進協議会 事務局長 林 伸悟
- ・金融ユニオン大阪分会 分会長 松島 照男
- ・金融ユニオン近畿支部 支部長 辻 昇三
- ・全国金融産業労働組合 中央執行委員長 黒田 清美
- ・金融労連近畿地方協議会 議長 岡野 展子
- ・金融ユニオン直属分会 分会長 田畑 俊郎
- ・全印総連京都地方連絡会 委員長 三嶋 あゆみ
- ・全印総連・全国印刷関連合同ユニオン京都地域支部 支部長 原田 知佳
- ・豊島区労働組合協議会 議長 土多 松雄
- ・大阪労連・大阪市地区協議会 議長 鶴見 朝子
- ・安保破棄東京実行委員会 代表 岸本 正人
- ・安保破棄群馬県実行委員会 代表 吉村 駿一
- ・安保破棄中央実行委員会 事務局長 東森 英男
- ・愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫
- ・広島県労働組合総連合 議長 神部 泰
- ・岡山医療生協労働組合 中央執行委員長 竹原 真由美
- ・岡山医療生協労働組合 協立病院支部執行委員長 多田 雅則
- ・全労働省労働組合大阪基準支部 執行委員長 宮風 耕治
- ・長野県民医連労働組合連合会 執行委員長 近藤 健
- ・長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林 吟子

- ・岡山医療生協労働組合 東中央病院支部 執行委員長 瀧川 忍
- ・岡山医療生協労働組合 診療所群支部執行委員会 執行委員長 藤井 直子
- ・岡山医療生協労働組合 介護事業所群支部執行委員会 執行委員長 角南 龍一
- ・岡山医療生協労働組合 パート委員会 委員長 小松原 直味
- ・岡山医療生協労働組合 看護委員会 委員長 横山 佳美
- ・長野県厚生連労働組合 中央執行委員長 小林 吟子
- ・みえ医療福祉生協労働組合 代表 久野 浩司
- ・三重県医療労働組合連合会 代表 藤井 新一
- ・岡山医療生協労働組合 介護委員会 委員長 竹原 真由美
- ・岡山医療生協労働組合 青年委員会 委員長 安福 翔輝
- ・岡山医療生協労働組合 女性委員会 委員長 松尾 敏江
- ・世田谷区労働組合総連合 議長 上田 定男
- ・岩手県社会保障推進協議会 会長 佐藤 嘉夫
- ・コミュニティーユニオン東京 執行委員長 佐藤 義見
- ・目黒区労働組合総連合 議長 黒坂 操
- ・全国一般労働組合大阪府本部 執行委員長 金城 香
- ・全国一般労働組合大阪府本部書記局支部 東中 貢
- ・医療福祉生協労働組合おおさか旭・城東分会 分会長 白井 利彌
- ・大阪自動車教習所労働組合 委員長 神田 守
- ・全国一般労働組合大阪府本部厚生部 部長 竹口 登美
- ・全医労関東信越地方協議会青年部 青年部長 池田 智衣子
- ・全国一般労働組合大阪府共済会 金城 香
- ・全国一般はたらくなかま共済会 東中 貢
- ・全労連全国一般大阪府本部女性部 代表 浜 まき代
- ・全国一般大阪府本部直属支部 代表 竹添 義信
- ・北地域労働組合はらから 委員長 田中 徹
- ・北区労働組合総連合 議長 豊田 雅孝
- ・広島県医療労働組合連合会 執行委員長 濱 喜代子
- ・群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 出浦 匠人
- ・高梁市職員労働組合 執行委員長 渡邊 忠文
- ・高梁市社会福祉協議会職員組合 代表 川上 麻美
- ・高梁市管理職ユニオン 代表 前原 敬朗
- ・千代田区労働組合協議会 議長 茂呂 文彦
- ・全日本地域医療機能推進機構病院労働組合 中央執行委員長 淵山 圭介
- ・兵庫県高等学校教職員組合西阪神支部 支部長 福住 宏之
- ・東京社会保障推進協議会 会長 吉田 章
- ・JMITU 東京地方本部 執行委員長 鈴木 透
- ・国家公務員労働組合大阪地区連合会 執行委員長 向井 和昌
- ・国家公務員労働組合大阪東地区連絡協議会 議長 中根 正雄
- ・香川県労働組合総連合 議長 十河 浩二

- ・岡山県医療生協労働組合 代表 山下 宣克
- ・朝日訴訟の会 会長 則武 透
- ・岡山医療福祉労働組合 代表 森本 忠春
- ・全医労関東信越地方協議会女性部 女性部長 嶋田 江利子
- ・岡山県社会保障推進協議会 会長 中島 純男
- ・全医労岡山地区協議会 議長 中野 祐弥
- ・岡山県医療労働組合連合会 委員長 西崎 克江
- ・全労連・全国一般労働組合東京地方本部 代表 山田 博樹
- ・全医労四国地方協議会退職者会 会長 杉内 茂春
- ・全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合TW分会 代表 武田 和志
- ・全医労四国地方協議会女性部 女性部長 朝田 由希
- ・全労連・全国一般労働組合東京地方一般合同労組キャラバン分会 分会長 伊藤 喜重
- ・全医労四国地方協議会 議長 近藤 恵子
- ・全労連・全国一般労働組合東京地方本部アデランスグループ支部 支部長 杉本 好治
- ・羽田イミグレ分会 代表 古海 宏高
- ・連帯白梅分会 代表 松本 隆
- ・全労連・全国一般労働組合東京地本一般合同労組損保関連支部 代表 小野 昭三
- ・全医労関東信越地方協議会 議長 林 晶康
- ・全労連・全国一般労働組合東京地本一般合同労組キスミ分会 分会長 網野 耕平
- ・全労連・全国一般労働組合サクラ印ハチミツ労働組合支部 代表 高嶋 裕次
- ・品川地区労働組合協議会 議長 木下 伸子
- ・練馬区労働組合総連合 議長 岸田 幸雄
- ・自治労連岡山県本部 執行委員長 岡本 芳行
- ・自治労連岡山県自治体一般労働組合 執行委員長 小野 一仁
- ・全医労東北地方協議会 青年部長 渡辺 吉博
- ・全医労東北地方協議会 女性部長 後藤 都子
- ・全医労東北地方協議会 議長 鈴木 健
- ・渋谷区労働組合総連合 議長 田辺 勝彦
- ・国鉄労働組合静岡地方本部 執行委員長 若原 淳一
- ・国鉄労働組合静岡地方本部静岡浜松分会 執行委員長 柴田 研怜
- ・生協労組おかやま 委員長 中畑 孝次
- ・生協労組おかやま定時職員分会 部会長 伊藤 房子
- ・京都社会保障推進協議会 代表 渡邊 賢治
- ・J M I T U三多摩西支部 執行委員長 水野 寛
- ・国土交通労働組合近畿建設支部技術センター 分会長 岡田 雄一
- ・国土交通労働組合近畿建設支部大阪府協議会 議長 岡田 雄一
- ・全医労国立医療労働組合 青年部長 鈴木 優
- ・全日本国立医療労働組合 委員長 前園 むつみ
- ・全日本国立医療労働組合 女性部長 岩谷 香寿美
- ・全医労九州地方協議会 議長 知念 孝二

- ・全医労北海道地方協議会 議長 大塚 成治
- ・全医労北海道地方協議会女性部 部長 三上 智子
- ・全医労北海道地方協議会青年部 部長 古名 慎
- ・全医労北海道地方協議会退職者会 代表幹事 小松原 興加
- ・滋賀県医労連 執行委員長 浜田 美子
- ・大津赤十字病院労働組合 執行委員長 中子路 貴子
- ・全医労東北地方協議会 中高年部長 渡部 俊英
- ・全医労東海北陸地方協議会 議長 小室 与志男
- ・全医労東海北陸地方協議会 女性部長 東 久仁子
- ・全医労東海北陸地方協議会 青年部長 鈴木 里歩
- ・全日本国立医療労働組合中国地方協議会青年部 青年部長 新田 朋生
- ・全日本国立医療労働組合中国地方協議会 議長 中野 祐弥
- ・全日本国立医療労働組合中国地方協議会女性部 女性部長 沖永 薫
- ・西日本航空支部大阪事務所分会 分会長 八並 健太
- ・全国一般労働組合大阪府本部大阪自動車教習所労働組合高槻分会 分会長 武田 龍蔵
- ・全国一般労働組合大阪府本部大阪自動車教習所労働組合 執行委員長 神田 守
- ・国土交通労働組合関西気象支部大阪分会 代表 一木 健史
- ・広島県医療労働組合連合会 執行委員長
- ・広島県医療労働組合連合会 女性部長 長谷川 清美
- ・全国印刷出版産業労働組合総連合女性部 代表 鶴見 允子
- ・めぐろユニオン 会長 井上 晴雄
- ・兵庫県高等学校局職員組合丹有支部氷上特別支援学校分会 森田 直人
- ・兵庫教職員組合尼崎市立園和北小学校分会 分会長 三上 達夫
- ・兵庫教職員組合兵庫教組書記局分会 分会長 永峰 博義
- ・兵庫教職員組合尼崎市立杭瀬小学校分会 代表 上谷 紀子
- ・兵庫教職員組合淡路市立浦小学校分会 分会長 十川 康彦
- ・兵庫県高等学校教職員組合東播支部 支部長 岡本 匡史
- ・兵庫県高等学校教職員組合兵庫県立明石清水高等学校分会 分会長 岡本 匡史
- ・兵庫県高等学校教職員組合北条高等学校分会 分会長 稲次 寛
- ・兵庫県高等学校教職員組合兵庫県立大学付属学校分会 分会長 藤本 慎司
- ・兵庫県高等学校教職員組合尼崎支部武庫荘総合高等学校分会 分会長 中村 邦男
- ・兵庫県立高等学校教職員組合 中央執行委員長 藤本 慎司
- ・兵庫県高等学校教職員組合有馬高等学校分会 分会長 平山 季治
- ・全印総連東京地連西部地区協議会 代表 寺沢 弘之
- ・あかつき印刷労働組合 代表 佐々木 緒
- ・わかつき印刷労働組合青年部 代表 小林 千礎
- ・全国労働組合総合連合青年部 代表 吉原 太一
- ・全労連公務部会 代表委員 桜井 眞吾
- ・公務労組連絡会 議長 桜井 眞吾
- ・全労連介護・ヘルパーネット 世話人 秋山 正臣

- ・第70回はたらく女性の中央集会 実行委員長 高木 りつ
- ・全国労働組合総連合女性部 女性部長 高木 りつ
- ・非正規雇用労働者全国センター 代表 柳 恵美子
- ・全労連民間部会 代表 清岡 弘一
- ・全印総連印刷関連ユニオン東京地域支部 代表 坂田 光正
- ・全印総連印刷関連合同ユニオン 代表 柳澤 孝史
- ・兵庫県高等学校従業員組合湊川高等学校 分会長 永西 英俊
- ・兵庫県高等学校従業員組合兵庫県立高等特別支援学校 分会長 大瀬良 玲子
- ・兵庫県高等学校従業員組合東はりま特別支援学校 分会長 永井 誠
- ・兵庫県高等学校従業員組合播磨特別支援学校 分会長 井上 保
- ・兵庫県高等学校従業員組合姫路特別支援学校 分会長 坂上 浩也
- ・兵庫県高等学校従業員組合網干高校 分会長 福田 純次
- ・兵庫県高等学校従業員組合淡路高等学校 分会長 土居 貴志
- ・兵庫県高等学校従業員組合芦屋高等学校 分会長 木村 建志
- ・尼崎地区労働組合総連合 代表者名 藤田 照人
- ・東京土建一般労働組合 中央執行委員長 中村 隆幸
- ・全労連・全国一般労働組合 中央執行委員長 東中 貢
- ・全労連・全国一般労働組合共済会 理事長 東中 貢
- ・全労連・全国一般労働組合女性センター 議長 佐々木 政枝
- ・全労連・全国一般労働組合自世代委員会 委員長 本多 剛
- ・秋田空港ターミナルビル労働組合 執行委員長 和田 えり
- ・秋田県・本荘由利地域労連 議長 今野幸夫
- ・秋田県・鷹巣阿仁地域労連 議長 米沢 聖
- ・秋田県・大館地域労働組合総連合 議長 若木由紀夫
- ・全厚生労働組合東北社会保険支部 支部長 新田 猷
- ・全厚生労働組合東北社会保険支部秋田分会 分会長 小林 利幸
- ・国土交通省労働組合関東建設支部高崎分会 委員長 黒澤 教吉

2025年9月8日

秋田労働局長 山本 博之 殿
秋田地方最低賃金審議会会長 臼木 智昭 殿

全国労働組合連絡協議会東北協議会
議長 坪井 俊長
全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 大野 隆

秋田地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月25日に秋田地方最低賃金審議会は、「秋田県の最低賃金額を現在の1時間951円から1,031円(引上げ額80円、引上げ率約8.41%)に引き上げるよう」答申しました。同時にその発効の日を令和8年3月31日からとしています。また、最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で4万6千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。」とも発表されています。

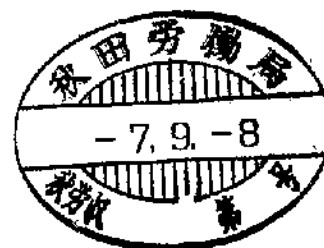
最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月31日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって951円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。秋田県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、80円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「準備期間」を理由に発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「80円の引上げ」も、来年3月31日の発効では実質的に12ヶ月分の6ヶ月しか適用されず、40円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削り、かろうじて生存を維持する状況に陥っています。秋田労働局の推計する4万6千人以上の労働者は一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

以上



秋田地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。 要請書 一覧（順不同）

- ・ 全国一般労働組合全国協議会 あきたユニオン 委員長 鈴木 ひろ恵
- ・ 共生ユニオンいわて 代表 岩見 千文
- ・ 東北全労協 議長 坪井 俊長
- ・ 宮城全労協 議長 大内 忠雄
- ・ 全国一般全国協議会 宮城合同労働組合 執行委員長 岩渕 翔
- ・ 鉄道産業労働組合 委員長 高橋 勇
- ・ 権利センターみやぎ 代表 星野 憲太郎
- ・ 宮城合同労組 仙台地域支部 支部長 半崎 良宗
- ・ 全国一般全国協議会 いわき自由労働組合 執行委員長 鈴木 裕
- ・ 全国一般ふくしま連帯労働組合 執行委員長 宗形 修一
- ・ 長野一般労働組合 執行委員長 荒井 宏行
- ・ 全労協全国一般東京労働組合 執行委員長 中村 賢
- ・ 全国一般労働組合 東京南部
- ・ 全国一般労働組合全国協議会神奈川 執行委員長 沢口 和善
- ・ 静岡県労働組合共闘会議 代表幹事 鈴木 英夫
- ・ ユニオンネットワーク・京都 事務局長 服部 恭子
- ・ きょうとユニオン 執行委員長 笠井 弘子
- ・ ゼネラルユニオン 委員長 浅利 俊明
- ・ 自立労働組合連合 中央執行委員長 藤原 敏秀
- ・ 山口連帯労働組合 三輪 力也
- ・ 大鵬薬品工業労働組合 執行委員長 鎌田 剛
- ・ 全国一般労働組合全国協議会 北九州合同労働組合（ユニオン北九州）執行委員長 末永 弘美
- ・ 東京統一管理職ユニオン 執行委員長 大野 隆
- ・ レインボーユニオン 代表 山崎 武央
- ・ 福山ユニオンたんぽぽ 執行委員長 武藤 貢
- ・ 全国一般労働組合全国協議会東京東部労働組合 執行委員長 菅野 存

令和 7 年 9 月 4 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 堀井 潤

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 19 日秋田地方最低賃金審議会
において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資
料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属
製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの
結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のと
おりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一

嵯 峨 宏

堀 井 潤

（労働者代表委員）

後 藤 正 文

曾 我 章 生

新 関 直 人

（使用者代表委員）

小 野 秀 人

境 田 未 希

時 田 祐 司

令和 7 年 9 月 4 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 堀井 潤

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 19 日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一

嵯 峨 宏

堀 井 潤

（労働者代表委員）

後 藤 正 文

曾 我 章 生

新 関 直 人

（使用者代表委員）

小 野 秀 人

境 田 未 希

時 田 祐 司



令和 7 年 9 月 4 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 堀井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 19 日秋田地方最低賃金審議会
において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資
料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県自動車・
同附属品製造業最低賃金について改正決定の必要性を認める
との結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のと
おりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一

嵯 峨 宏

堀 井 潤

（労働者代表委員）

後 藤 正 文

曾 我 章 生

新 関 直 人

（使用者代表委員）

小 野 秀 人

境 田 未 希

時 田 祐 司

令和 7 年 9 月 4 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 堀井 潤

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 8 月 19 日秋田地方最低賃金審議会
において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資
料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県自動車（新
車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定
の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のと
おりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一
嵯 峨 宏
堀 井 潤

（労働者代表委員）

後 藤 正 文
曾 我 章 生
新 関 直 人

（使用者代表委員）

小 野 秀 人
境 田 未 希
時 田 祐 司